

[家庭福祉課関係]

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年 月 日厚生労働省発雇児 第 号</p> <p>略</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。 なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措</p>

改正後

現行

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年~~第~~令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

1 略

2 略

置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年~~第~~令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。

(1) 事務費 児童福祉施設（以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市

改正後

現行

- 3 略
- 4 略
- 5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が一級地とされている地域とする。
- (2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。
- (3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
(削除)
- (4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。
(削除)
- (5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。
(削除)
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
(削除)
- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。

- の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。
- 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。
- 4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。
- 5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が17/100とされている地域とする。
- (2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。
- (3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
- (5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。
- (6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。
- (7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び大東市とする。
- (8) 「7/100」とは、東大和市、松原市とする。
- (9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- (11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。
- (12) 「その他」とは(1)から(11)以外に属する地域とする。

改正後

現行

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 略

6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。

7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 「児童自立生活援助事業所」とは、法第6条の2第1項による事業を行う住居をいう。（以下「自立援助ホーム」という。）

12 「小規模住居型児童養育事業所」とは、法第6条の2第8項による事業を行う住居をいう。（以下「ファミリーホーム」という。）

改正後

第2 国庫負担額等

1 略

2 略

3 略

4 略

現行

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

改正後	現行
<p>第3 略</p>	<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>

改正後

現行

略

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員 20 世帯の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価
5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員 20 世帯以上の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）及び寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）に定める地域に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(12)寒冷地加算分保護単価

改正後

現行

略

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(26)事務用採暖費加算分保護単価
8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）
10 除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の(27)除雪費加算分保護単価
11 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の(28)降灰除去費加算分保護単価

改正後	現行
(2) 略	<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員雇上費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員50人以上）の家家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p>
(3) 略	<p>(3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。</p>
(4) 略	<p>(4) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p>
3 略	<p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(22)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p>
4 略	<p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p>

改正後	現行
<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 略</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 略</p>	<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからツまでにより算定した額の合算額 ア 略	(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからツまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、自立援助ホーム及びファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、自立援助ホーム及びファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）） 算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数

改正後

現行

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			イ 略	(1) 事務費			<p>算式(3) その施設の月額保護単価×その施設 のその月初日の現員（その月初日 において私的契約児及び家庭裁判所 からの補導委託児等があるときは、 その数を控除した数）</p> <p>算式(4) その施設の月額保護単価×その施設 の定員（その月初日において私的 契約児があるときは、その数を控除 した数）×支弁率 その支弁義務者の支弁すべき</p> <p>その月初日の措置児童数等又は世 帯数 その施設その月初日の総措置児童 数等又は世帯数</p> <p>算式(5) その施設の月額保護単価×その協 定人員（その月初日において私的契 約者があるときは、その数を控除 した数） イ その月初日において、児童養護施 設に乳児、1・2歳児又は年少児が それぞれ入所している場合には、次 の算式により算定した額。</p> <p>算式 乳児、1・2歳児又は年少児加算分 月額保護単価×その月初日の乳児、 1・2歳児又は年少児数</p>

改正後

現行

費目種類第1欄 1 (1) 事務費	支弁対象児童等欄 第2	経費の使途欄 第3	各月の支弁額の算式欄 第4
			ウ 略
			エ 略
			オ 略
			カ 略
			キ 略

費目種類第1欄 1 (1) 事務費	支弁対象児童等欄 第2	経費の使途欄 第3	各月の支弁額の算式欄 第4
			<p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童短期治療施設、児童自立支援施設、乳児院が、情緒障害児短期治療施設の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総務省令第33号）別表第1に掲げる旧5級地域である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれていまする場合であつて、その初日においてボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費と算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>看護師加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>キ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p>

改正後

現行

費目 種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1)事務費			ク 略	(1)事務費			<p>算式 小規模グループケア担当職員加算 分月額保護単価×アの算式により算 定した定員</p> <p>ク 児童養護施設及び乳児院が別に定 める基準に該当する場合には 次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 指導員特別加算分月額保護単価× アの算式により算定した定員。</p> <p>ケ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設及び母子生活支援施設が別 に定める基準に該当する場合に おいては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護 単価×アの算式により算定した定員</p> <p>コ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設、母子生活支援施設及び情 緒障害児短期治療施設が別に定める 基準に該当する場合には次の 算式によって算定した額。</p> <p>算式 個別対応職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 児童養護施設、児童自立支援施設、 乳児院及び情緒障害児短期治療施設 が別に定める基準に該当する場合に おいては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 家庭支援専門相談員加算分月額保 護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設、情緒障害児短期治療施設 及び母子生活支援施設が別に定める 基準に該当する場合には、次 の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者 は1施設1名とし、施設長は加算の 対象とはしないこと。</p>
			ケ 略				
			コ 略				
			サ 略				
			シ 略				

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1)事務費			ス 略 セ 略 ソ 略 タ 略 チ 略	(1)事務費			算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 タ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 チ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子指導員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した額

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			ツ 略 (2) 略 (3) 略	(1) 事務費			ツ その施設において別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価 ×アの算式により算定された定員 (2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日 / 12月 / 30.4] (小数点以下第1位の数値を切り上げる) × 1.205 } (小数点以下第1位の数値を四捨五入) イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(4) 略	(1) 事務費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> <p>その施設の月額保護単価/30.4 (10円未満の端数は切り捨て) × その月の受託延べ日数</p> <p>(注) 受託施設が障害児施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
一般	(2) 児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含む)の一時保護児	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
生活	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	

改正後				現行																														
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄		費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄																											
(2)			一般生活費保護単価表 略	(2)			一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)																											
一般生活費			算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価90,800円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数	一般生活費			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 47,860円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 48,080円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分 54,730円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,550円</td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児 8,890円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児 5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円	乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	入所児分 47,430円	通所児分 14,600円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円	通所児分 14,600円	里親	乳児分 48,080円	乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円	3歳以上児分 47,430円	ファミリーホーム	乳児分 54,730円	乳児以外分 47,430円	自立援助ホーム	10,340円	母子生活支援施設	入所者 3,550円	保育室保育入所児童	3歳未満児 8,890円	3歳以上児 5,500円
施設種別	一般生活費(月額)																																	
児童養護施設	乳児分 54,730円																																	
	乳児以外分 47,430円																																	
児童自立支援施設	入所児分 47,430円																																	
	通所児分 14,600円																																	
情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円																																	
	通所児分 14,600円																																	
里親	乳児分 48,080円																																	
	乳児以外分 47,680円																																	
乳児院	3才未満児分 54,730円																																	
	3歳以上児分 47,430円																																	
ファミリーホーム	乳児分 54,730円																																	
	乳児以外分 47,430円																																	
自立援助ホーム	10,340円																																	
母子生活支援施設	入所者 3,550円																																	
	保育室保育入所児童																																	
	3歳未満児 8,890円																																	
	3歳以上児 5,500円																																	
		(2) 略					算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価90,770円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数																											
		(3) 略					(2) 里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又はその解除の 措置があった場合 里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又は解除の措置 があった乳児(1歳未満の者をいい、 月の途中において1歳に達した者につ いては、その月中は乳児とみなす。)又 は乳児以外の児童のその月分について は(1)の定めにかかわらず、次の算式に より算定した額。 算式 ((1)の里親又はファミリーホームの 一般生活費月額保護単価÷30.4)×そ の月の委託措置児童延人員数																											
							(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院及び 母子生活支援施設に在籍する措置児童 の3年度分の日数又は、措置解除の日 以外の日があった場合																											

改正後

現行

略

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設において、当初の定員数に当たり、前年度又は直近の3年度の出ている児童の延べ日数に基づき、措置された児童（母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童）のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 $\frac{(1) \text{一般生活費月額保護単価} \div 30.4}{\times \text{その月の措置児童(者)延人員数}}$ </p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 $\frac{\text{月額保護単価} \div \text{その月の開所日数}}{\times \text{その月の通所した日数}}$ </p> <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5) 一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式 $\text{法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数} \times 1,560 \text{円} (\text{児童が乳児の場合、延児童数} \times 1,800 \text{円})$ $\text{法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数} \times 3,150 \text{円}$ </p> <p>(ただし、6か月以内に措置の変更をする場合を除く)</p>
	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合にその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式 $\text{別に定める基準による延児童数} \times 5,500 \text{円}$ </p>

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	
(5) 助産施設基本分	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 点数以外の分	(ア) 助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。
			胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
			新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本保護費	イ	(エ) 保険料 点数以外の分	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であつて、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。		次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(7) 教 育 費		(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1682 501 2145 671"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			算式(5) 略 算式(6) 略 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,500円× 特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数	(7) 教 育 費			算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,100円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数
(8) 学 校 給 食 費	略	略	略	(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見 学 旅 行 費	略	略	略	(9) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(9) 見学旅行費	略	略	略
(10) 入進学支度金	略	略	略
(11) 特別育成費	略	略	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 略</p> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価58,500円×高等学校第1学年入学措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の見学旅行に参加するもの。)		<p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	39,500円										
中学校第1学年進学児童	46,100円										
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費 通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際して必要な学用品費等	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円×高等学校第1学年入学措置児童数</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円		
公私別	保護単価(月額)										
国・公立高等学校	22,270円										
私立高等学校	32,970円										

改正後

現行

略

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費 1 件当たり保護単価 3,000 円 × 夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12 月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070 円 × 12 月初日の措置又は一時保護児童数
医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所であつて疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるために	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(14) 医療費	その支弁を必要と認められるもの。		
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改正後				現行																											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																								
(16) 児童用採暖費			略	(16) 児童用採暖費			<p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設種別 級地別</th> <th style="text-align: center;">児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th style="text-align: center;">乳児院</th> <th style="text-align: center;">母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">旧5級地</td> <td style="text-align: center;">6,820円</td> <td style="text-align: center;">7,210円</td> <td style="text-align: center;">1,130円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧4級地</td> <td style="text-align: center;">5,220</td> <td style="text-align: center;">5,660</td> <td style="text-align: center;">960</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧3級地</td> <td style="text-align: center;">3,380</td> <td style="text-align: center;">3,590</td> <td style="text-align: center;">590</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧2級地</td> <td style="text-align: center;">2,520</td> <td style="text-align: center;">2,620</td> <td style="text-align: center;">380</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の地域</td> <td style="text-align: center;">1,260</td> <td style="text-align: center;">1,260</td> <td style="text-align: center;">190</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部																												
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220	5,660	960																												
旧3級地	3,380	3,590	590																												
旧2級地	2,520	2,620	380																												
その他の地域	1,260	1,260	190																												
(17) 就職支度費	略	略	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 77,000円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 略</p>	(17) 就職支度費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費</p> <p>(2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 75,000円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																								

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(18) 大学進学等自立生活支度費	略	略	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 $77,000円 \times \text{その月の進学による措置解除児童数}$</p> <p>算式(2) 略</p>	(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 $75,000円 \times \text{その月の進学による措置解除児童数}$</p> <p>算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護 単価137,510円\timesその月の別に定める基準による進学による措置解除児童数</p>
(19) 葬祭費	略	略	略	(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円\times死亡児数</p>
(20) 連れもどし費	略	略	略	(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したものの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額(運賃については、普通旅客運賃)とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(21) 里親委託児童 里親親受手託当支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
(22) 受付託受託支度費 ファミリーホーム	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数

改正後

現行

3 略

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 略

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

改正後

現行

算式(2)

[(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 略

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算課程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

第7 略

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 略

第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置

児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第9 略

第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後

現行

略

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500
C2		所得割の額がある世帯	2,200
D1	A 階層及びB 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)

改正後

現行

略

D6

403,001円から
703,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が54,200円
を超えるときは
54,200円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が27,100円
を超えるときは
27,100円とする。)

D7

703,001円から
1,078,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が68,700円
を超えるときは
68,700円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が34,300円
を超えるときは
34,300円とする。)

D8

1,078,001円から
1,632,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が85,000円
を超えるときは
85,000円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が42,500円
を超えるときは
42,500円とする。)

D9

1,632,001円から
2,303,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が102,900
円を超えるときは
102,900円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が51,400円
を超えるときは
51,400円とする。)

D10

2,303,001円から
3,117,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が122,500
円を超えるときは
122,500円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が61,200円
を超えるときは
61,200円とする。)

改正後				現行					
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)	D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)	D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)	D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収	D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備	1 略				備	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。			
考	2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 略 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項 (3) 略 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう				考	2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう			

改正後

現行

4 略

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- (2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第41号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

備

備

考

考

5 略

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
 ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）（以下「1218002号通知」という。）」の別表4-1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める

改正後

現行

備

6 略

7 略

考

備

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(以下「出産一時金」という。)が、390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日まで期間に係る基準額とみなす。

考

改正後							現行						
別表1 事務費の保護単価 [児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1)児童養護施設							別表1 事務費の保護単価 [児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1)児童養護施設						
地域区分							地域区分						
定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	168,330	165,040	161,750	159,550	157,360	155,170	30人まで	167,190	163,900	161,710	160,610	159,520	158,420
31 ~ 40人	149,220	146,270	143,330	141,360	139,400	137,430	31 ~ 40人	148,200	145,260	143,290	142,310	141,330	140,350
41 ~ 50	137,560	134,780	132,000	130,140	128,290	126,430	41 ~ 50	136,600	133,820	131,960	131,030	130,110	129,180
51 ~ 60	133,490	130,790	128,080	126,280	124,470	122,670	51 ~ 60	132,550	129,850	128,050	127,140	126,240	125,340
61 ~ 70	129,420	126,790	124,160	122,410	120,660	118,910	61 ~ 70	128,500	125,880	124,130	123,250	122,380	121,500
71 ~ 80	125,350	122,800	120,250	118,550	116,850	115,150	71 ~ 80	124,460	121,910	120,220	119,370	118,520	117,670
81 ~ 90	121,270	118,800	116,330	114,680	113,040	111,390	81 ~ 90	120,410	117,940	116,300	115,480	114,650	113,830
91 ~ 100	117,200	114,810	112,410	110,820	109,220	107,630	91 ~ 100	116,370	113,980	112,380	111,580	110,790	109,990
101 ~ 110	115,530	113,160	110,800	109,220	107,640	106,070	101 ~ 110	114,710	112,340	110,770	109,980	109,190	108,400
111 ~ 120	113,860	111,520	109,180	107,620	106,060	104,500	111 ~ 120	113,050	110,710	109,150	108,370	107,590	106,810
121 ~ 130	112,190	109,880	107,570	106,020	104,480	102,940	121 ~ 130	111,390	109,070	107,530	106,760	105,990	105,220
131 ~ 140	110,520	108,240	105,950	104,430	102,900	101,380	131 ~ 140	109,730	107,440	105,920	105,160	104,390	103,630
141 ~ 150	108,850	106,590	104,330	102,830	101,320	99,810	141 ~ 150	108,070	105,810	104,300	103,550	102,800	102,040
151 ~ 160	108,190	105,940	103,690	102,200	100,700	99,200	151 ~ 160	107,410	105,160	103,660	102,920	102,170	101,420
161 ~ 170	107,520	105,290	103,060	101,570	100,080	98,590	161 ~ 170	106,750	104,520	103,030	102,280	101,540	100,800
171 ~ 180	106,860	104,640	102,420	100,940	99,460	97,980	171 ~ 180	106,090	103,870	102,390	101,650	100,910	100,170
181 ~ 190	106,200	103,990	101,780	100,310	98,840	97,380	181 ~ 190	105,430	103,220	101,760	101,020	100,280	99,550
191人以上	105,530	103,340	101,150	99,690	98,220	96,760	191人以上	104,770	102,580	101,120	100,390	99,660	98,930

地域区分			地域区分					
定員	3/100	その他	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	151,870	148,580	157,320	156,230	155,130	154,030	151,840	148,550
31 ~ 40人	134,490	131,540	139,370	138,380	137,400	136,420	134,460	131,510
41 ~ 50	123,650	120,870	128,250	127,320	126,400	125,470	123,620	120,830
51 ~ 60	119,970	117,260	124,440	123,540	122,640	121,740	119,930	117,230
61 ~ 70	116,280	113,660	120,630	119,750	118,880	118,000	116,250	113,620
71 ~ 80	112,600	110,050	116,820	115,970	115,120	114,270	112,570	110,020
81 ~ 90	108,920	106,450	113,000	112,180	111,360	110,540	108,890	106,420
91 ~ 100	105,240	102,840	109,190	108,390	107,600	106,800	105,210	102,810
101 ~ 110	103,700	101,330	107,610	106,820	106,030	105,250	103,670	101,300
111 ~ 120	102,160	99,830	106,030	105,250	104,470	103,690	102,130	99,800
121 ~ 130	100,630	98,310	104,450	103,680	102,910	102,140	100,600	98,280
131 ~ 140	99,090	96,810	102,870	102,110	101,350	100,590	99,080	96,780
141 ~ 150	97,550	95,300	101,290	100,540	99,780	99,030	97,530	95,270
151 ~ 160	96,960	94,710	100,670	99,920	99,170	98,430	96,930	94,680
161 ~ 170	96,360	94,130	100,050	99,310	98,570	97,820	96,330	94,100
171 ~ 180	95,760	93,550	98,430	98,690	97,950	97,220	95,740	93,520
181 ~ 190	95,170	92,960	98,820	98,080	97,350	96,610	95,140	92,940
191人以上	94,570	92,380	98,200	97,470	96,740	96,010	94,540	92,350

改正後							現行						
(2)児童自立支援施設							(2)児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	220,620	216,650	212,680	210,030	207,380	204,730	30人まで	219,250	215,280	212,630	211,310	209,990	208,660
31 ~ 40人	199,050	195,390	191,720	189,280	186,840	184,390	31 ~ 40人	197,790	194,120	191,680	190,460	189,240	188,020
41 ~ 50	184,930	181,390	177,860	175,500	173,140	170,790	41 ~ 50	183,700	180,170	177,810	176,640	175,460	174,280
51 ~ 60	178,510	175,060	171,610	169,310	167,010	164,710	51 ~ 60	177,310	173,860	171,570	170,420	169,270	168,120
61 ~ 70	172,090	168,720	165,360	163,120	160,880	158,640	61 ~ 70	170,920	167,560	165,320	164,200	163,080	161,960
71 ~ 80	165,660	162,390	159,110	156,930	154,750	152,570	71 ~ 80	164,530	161,260	159,080	157,980	156,890	155,800
81 ~ 90	159,240	156,050	152,870	150,750	148,620	146,500	81 ~ 90	158,130	154,950	152,830	151,770	150,710	149,640
91 ~ 100	152,810	149,720	146,620	144,560	142,490	140,430	91 ~ 100	151,740	148,640	146,580	145,550	144,520	143,480
101 ~ 110	151,480	148,400	145,320	143,270	141,210	139,160	101 ~ 110	150,420	147,330	145,280	144,250	143,230	142,200
111 ~ 120	150,150	147,090	144,020	141,980	139,940	137,890	111 ~ 120	149,090	146,030	143,980	142,960	141,940	140,920
121 ~ 130	148,830	145,770	142,720	140,690	138,660	136,620	121 ~ 130	147,770	144,720	142,680	141,670	140,650	139,630
131 ~ 140	147,500	144,460	141,430	139,400	137,380	135,360	131 ~ 140	146,440	143,410	141,390	140,370	139,360	138,350
141 ~ 150	146,170	143,150	140,130	138,110	136,100	134,090	141 ~ 150	145,120	142,100	140,090	139,080	138,070	137,070
151 ~ 160	145,280	142,280	139,270	137,270	135,270	133,270	151 ~ 160	144,240	141,240	139,230	138,230	137,230	136,230
161 ~ 170	144,400	141,410	138,420	136,430	134,440	132,440	161 ~ 170	143,360	140,380	138,380	137,390	136,390	135,400
171 ~ 180	143,520	140,540	137,570	135,590	133,610	131,620	171 ~ 180	142,480	139,510	137,530	136,540	135,550	134,560
181 ~ 190	142,640	139,680	136,720	134,750	132,770	130,800	181 ~ 190	141,610	138,650	136,680	135,690	134,710	133,720
191人以上	141,750	138,810	135,870	133,900	131,940	129,980	191人以上	140,730	137,790	135,830	134,850	133,870	132,890

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
30人まで	200,760	196,780
31 ~ 40人	180,730	177,070
41 ~ 50	167,250	163,720
51 ~ 60	161,270	157,820
61 ~ 70	155,280	151,920
71 ~ 80	149,300	146,030
81 ~ 90	143,310	140,130
91 ~ 100	137,330	134,230
101 ~ 110	136,080	133,000
111 ~ 120	134,820	131,760
121 ~ 130	133,570	130,520
131 ~ 140	132,320	129,290
141 ~ 150	131,070	128,050
151 ~ 160	130,260	127,260
161 ~ 170	129,460	126,470
171 ~ 180	128,650	125,680
181 ~ 190	127,850	124,890
191人以上	127,040	124,100

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	207,340	206,010	204,690	203,370	200,720	196,750
31 ~ 40人	186,800	185,580	184,360	183,140	180,690	177,030
41 ~ 50	173,100	171,920	170,750	169,570	167,210	163,680
51 ~ 60	166,970	165,820	164,670	163,530	161,230	157,780
61 ~ 70	160,840	159,720	158,600	157,480	155,240	151,880
71 ~ 80	154,710	153,620	152,530	151,440	149,260	145,990
81 ~ 90	148,580	147,520	146,460	145,400	143,280	140,090
91 ~ 100	142,450	141,420	140,390	139,360	137,290	134,200
101 ~ 110	141,170	140,150	139,120	138,090	136,040	132,960
111 ~ 120	139,900	138,890	137,850	136,830	134,790	131,720
121 ~ 130	138,620	137,600	136,580	135,570	133,530	130,480
131 ~ 140	137,340	136,330	135,320	134,310	132,280	129,250
141 ~ 150	136,060	135,060	134,050	133,040	131,030	128,010
151 ~ 160	135,230	134,230	133,230	132,230	130,220	127,220
161 ~ 170	134,400	133,400	132,410	131,410	129,420	126,430
171 ~ 180	133,570	132,580	131,590	130,590	128,610	125,640
181 ~ 190	132,740	131,750	130,770	129,780	127,810	124,850
191人以上	131,910	130,920	129,940	128,960	127,000	124,060

改正後							現行						
(3)乳児院(2歳未満児用)							(3)乳児院(2歳未満児用)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	663,290	650,170	637,050	628,310	619,560	610,810	10人まで	658,730	645,620	636,870	632,500	628,130	623,760
11～15人	534,500	523,780	513,050	505,900	498,750	491,600	11～15人	530,770	520,050	512,910	509,330	505,760	502,180
16～20人	481,530	471,590	461,660	455,030	448,410	441,780	16～20人	478,080	468,140	461,520	458,210	454,900	451,590
21～25	423,430	414,660	405,880	400,030	394,180	388,330	21～25	420,380	411,610	405,760	402,830	399,910	396,980
26～30	411,710	403,130	394,550	388,840	383,120	377,400	26～30	408,720	400,150	394,430	391,580	388,720	385,860
31～35	400,160	391,810	383,450	377,890	372,320	366,750	31～35	397,260	388,900	383,340	380,550	377,770	374,990
36～40	388,620	380,490	372,350	366,930	361,510	356,090	36～40	385,790	377,660	372,240	369,530	366,820	364,110
41～45	377,070	369,160	361,250	355,980	350,710	345,440	41～45	374,320	366,410	361,140	358,510	355,870	353,240
46～50	365,520	357,840	350,150	345,030	339,900	334,780	46～50	362,850	355,170	350,040	347,480	344,920	342,360
51～55	363,250	355,610	347,960	342,860	337,770	332,670	51～55	360,590	352,950	347,850	345,300	342,760	340,210
56～60	360,980	353,370	345,770	340,690	335,620	330,550	56～60	358,330	350,730	345,660	343,120	340,590	338,050
61～65	358,700	351,140	343,570	338,530	333,490	328,440	61～65	356,070	348,510	343,460	340,940	338,420	335,900
66～70	356,430	348,900	341,380	336,360	331,340	326,330	66～70	353,810	346,290	341,270	338,760	336,260	333,750
71～75	354,160	346,670	339,190	334,200	329,210	324,220	71～75	351,550	344,070	339,080	336,580	334,090	331,600
76～80	351,880	344,440	336,990	332,030	327,060	322,100	76～80	349,290	341,850	336,890	334,410	331,920	329,440
81～85	349,610	342,200	334,800	329,860	324,920	319,990	81～85	347,030	339,630	334,690	332,220	329,760	327,290
86～90	347,330	339,970	332,600	327,690	322,780	317,870	86～90	344,770	337,410	332,500	330,050	327,590	325,140
91～95	345,060	337,740	330,410	325,530	320,640	315,760	91～95	342,510	335,190	330,310	327,860	325,420	322,980
96人以上	353,320	345,780	338,240	333,210	328,180	323,150	96人以上	350,700	343,160	338,130	335,620	333,100	330,590

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
10人まで	597,700	584,580
11～15人	480,880	470,150
16～20人	431,850	421,910
21～25	379,550	370,770
26～30	368,820	360,250
31～35	358,390	350,040
36～40	347,960	339,830
41～45	337,530	329,620
46～50	327,100	319,410
51～55	325,020	317,380
56～60	322,950	315,340
61～65	320,880	313,310
66～70	318,800	311,280
71～75	316,730	309,250
76～80	314,660	307,210
81～85	312,580	305,180
86～90	310,510	303,140
91～95	308,440	301,110
96人以上	315,610	308,060

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	619,390	615,020	610,640	606,270	597,530	584,420
11～15人	498,610	495,040	491,460	487,890	480,740	470,020
16～20人	448,270	444,960	441,650	438,340	431,720	421,780
21～25	394,060	391,130	388,210	385,290	379,440	370,660
26～30	383,000	380,150	377,290	374,430	368,710	360,140
31～35	372,200	369,420	366,640	363,850	358,280	349,930
36～40	361,400	358,690	355,980	353,270	347,850	339,730
41～45	350,600	347,970	345,330	342,690	337,420	329,520
46～50	339,800	337,240	334,680	332,120	326,990	319,310
51～55	337,660	335,110	332,560	330,020	324,920	317,280
56～60	335,520	332,990	330,450	327,920	322,850	315,240
61～65	333,380	330,860	328,340	325,820	320,780	313,210
66～70	331,240	328,730	326,230	323,720	318,700	311,180
71～75	329,100	326,610	324,110	321,620	316,630	309,150
76～80	326,960	324,480	322,000	319,520	314,560	307,120
81～85	324,820	322,350	319,890	317,420	312,480	305,080
86～90	322,680	320,230	317,770	315,320	310,410	303,050
91～95	320,540	318,100	315,660	313,220	308,340	301,020
96人以上	328,080	325,560	323,050	320,540	315,510	307,970

改正後							現行						
(3)乳児院(2歳児用)							(3)乳児院(2歳児用)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	577,310	566,020	554,740	547,210	539,690	532,160	10人まで	573,390	562,110	554,580	550,820	547,060	543,300
11 ~ 15人	482,340	472,690	463,040	456,610	450,180	443,740	11 ~ 15人	478,990	469,340	462,910	459,700	456,480	453,260
16 ~ 20人	422,130	413,420	404,710	398,900	393,100	387,290	16 ~ 20人	419,100	410,390	404,590	401,690	398,780	395,880
21 ~ 25	396,770	388,520	380,270	374,770	369,270	363,770	21 ~ 25	393,900	385,660	380,160	377,410	374,660	371,910
26 ~ 30	375,970	368,110	360,250	355,020	349,780	344,540	26 ~ 30	373,240	365,380	360,150	357,530	354,910	352,290
31 ~ 35	366,840	359,150	351,460	346,340	341,220	336,090	31 ~ 35	364,160	356,480	351,360	348,600	346,240	343,670
36 ~ 40	357,710	350,190	342,670	337,660	332,650	327,640	36 ~ 40	355,090	347,580	342,570	340,070	337,560	335,060
41 ~ 45	348,580	341,230	333,890	328,990	324,090	319,200	41 ~ 45	346,020	338,680	333,780	331,330	328,890	326,440
46 ~ 50	339,440	332,270	325,100	320,310	315,530	310,750	46 ~ 50	336,950	329,770	324,990	322,600	320,210	317,820
51 ~ 55	336,740	329,610	322,490	317,740	312,990	308,240	51 ~ 55	334,260	327,130	322,380	320,010	317,640	315,620
56 ~ 60	334,030	326,950	319,880	315,160	310,440	305,720	56 ~ 60	331,560	324,490	319,770	317,420	315,060	312,700
61 ~ 65	331,320	324,290	317,270	312,580	307,900	303,210	61 ~ 65	328,870	321,850	317,170	314,820	312,480	310,140
66 ~ 70	328,610	321,630	314,660	310,000	305,350	300,700	66 ~ 70	326,180	319,200	314,560	312,230	309,910	307,580
71 ~ 75	325,900	318,970	312,050	307,430	302,810	298,190	71 ~ 75	323,490	316,560	311,950	309,640	307,330	305,020
76 ~ 80	323,190	316,310	309,430	304,850	300,260	295,680	76 ~ 80	320,800	313,920	309,340	307,050	304,750	302,460
81 ~ 85	320,480	313,650	306,830	302,270	297,720	293,170	81 ~ 85	318,110	311,280	306,730	304,450	302,180	299,900
86 ~ 90	317,770	310,990	304,210	299,690	295,180	290,660	86 ~ 90	315,410	308,640	304,120	301,860	299,600	297,340
91 ~ 95	315,070	308,340	301,610	297,120	292,630	288,150	91 ~ 95	312,720	305,990	301,510	299,270	297,020	294,780
96人以上	322,900	315,960	309,020	304,390	299,760	295,140	96人以上	320,480	313,540	308,920	306,610	304,290	301,980

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
10人まで	520,880	509,590
11 ~ 15人	434,090	424,440
16 ~ 20人	378,580	369,870
21 ~ 25	355,520	347,270
26 ~ 30	336,680	328,830
31 ~ 35	328,410	320,720
36 ~ 40	320,130	312,610
41 ~ 45	311,850	304,510
46 ~ 50	303,570	296,400
51 ~ 55	301,110	293,990
56 ~ 60	298,650	291,570
61 ~ 65	296,190	289,160
66 ~ 70	293,730	286,750
71 ~ 75	291,260	284,340
76 ~ 80	288,800	281,920
81 ~ 85	286,340	279,510
86 ~ 90	283,880	277,100
91 ~ 95	281,420	274,690
96人以上	288,200	281,260

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	539,540	535,780	532,020	528,260	520,730	509,450
11 ~ 15人	450,050	446,830	443,620	440,400	433,970	424,320
16 ~ 20人	392,980	390,080	387,170	384,270	378,470	369,760
21 ~ 25	369,160	366,410	363,660	360,910	355,420	347,170
26 ~ 30	349,670	347,050	344,440	341,820	336,580	328,730
31 ~ 35	341,110	338,550	335,990	333,430	328,310	320,620
36 ~ 40	332,550	330,050	327,540	325,040	320,030	312,520
41 ~ 45	323,990	321,540	319,100	316,650	311,760	304,410
46 ~ 50	315,430	313,040	310,650	308,260	303,480	296,310
51 ~ 55	312,890	310,510	308,140	305,770	301,020	293,900
56 ~ 60	310,340	307,990	305,630	303,270	298,560	291,480
61 ~ 65	307,800	305,460	303,120	300,780	296,090	289,070
66 ~ 70	305,260	302,930	300,610	298,280	293,630	286,660
71 ~ 75	302,710	300,410	298,100	295,790	291,170	284,250
76 ~ 80	300,170	297,880	295,590	293,290	288,710	281,840
81 ~ 85	297,630	295,350	293,080	290,800	286,250	279,420
86 ~ 90	295,080	292,820	290,560	288,310	283,790	277,010
91 ~ 95	292,540	290,300	288,050	285,810	281,330	274,600
96人以上	299,670	297,360	295,040	292,730	288,110	281,170

改正後							現行						
(3)乳児院(3歳以上児用)							(3)乳児院(3歳以上児用)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	473,890	464,740	455,600	449,500	443,400	437,310	10人まで	470,720	461,580	455,480	452,440	449,390	446,340
11 ~ 15人	351,000	344,180	337,370	332,820	328,280	323,740	11 ~ 15人	348,630	341,820	337,280	335,010	332,730	330,460
16 ~ 20人	299,000	292,940	286,890	282,850	278,820	274,780	16 ~ 20人	296,890	290,840	286,810	284,790	282,770	280,760
21 ~ 25	278,560	272,860	267,160	263,370	259,570	255,770	21 ~ 25	276,580	270,890	267,090	265,190	263,290	261,390
26 ~ 30	261,040	255,670	250,290	246,700	243,120	239,540	26 ~ 30	259,170	253,800	250,210	248,420	246,630	244,840
31 ~ 35	251,090	245,900	240,710	237,260	233,800	230,340	31 ~ 35	249,290	244,100	240,640	238,910	237,180	235,460
36 ~ 40	241,140	236,140	231,140	227,810	224,470	221,140	36 ~ 40	239,400	234,400	231,070	229,400	227,740	226,070
41 ~ 45	231,190	226,370	221,560	218,360	215,150	211,940	41 ~ 45	229,510	224,700	221,500	219,890	218,290	216,690
46 ~ 50	221,230	216,610	211,990	208,910	205,820	202,740	46 ~ 50	219,620	215,000	211,920	210,380	208,840	207,300
51 ~ 55	218,030	213,470	208,910	205,870	202,820	199,780	51 ~ 55	216,440	211,880	208,840	207,320	205,800	204,280
56 ~ 60	214,830	210,330	205,830	202,820	199,820	196,820	56 ~ 60	213,260	208,760	205,760	204,260	202,760	201,260
61 ~ 65	211,630	207,190	202,740	199,780	196,820	193,860	61 ~ 65	210,080	205,640	202,680	201,200	199,720	198,240
66 ~ 70	208,430	204,050	199,660	196,740	193,820	190,900	66 ~ 70	206,900	202,520	199,600	198,140	196,680	195,220
71 ~ 75	205,230	200,910	196,580	193,700	190,820	187,940	71 ~ 75	203,720	199,400	196,520	195,080	193,640	192,200
76 ~ 80	202,030	197,760	193,500	190,660	187,820	184,970	76 ~ 80	200,540	196,280	193,440	192,020	190,600	189,180
81 ~ 85	198,830	194,620	190,420	187,620	184,820	182,010	81 ~ 85	197,360	193,160	190,360	188,960	187,560	186,160
86 ~ 90	195,620	191,480	187,340	184,580	181,810	179,050	86 ~ 90	194,180	190,040	187,280	185,900	184,520	183,140
91 ~ 95	192,420	188,340	184,260	181,540	178,810	176,090	91 ~ 95	191,000	186,920	184,200	182,840	181,480	180,120
96人以上	199,760	195,480	191,200	188,340	185,490	182,630	96人以上	198,270	193,990	191,140	189,710	188,280	186,860

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
10人まで	428,160	419,010
11 ~ 15人	316,920	310,110
16 ~ 20人	268,730	262,680
21 ~ 25	250,070	244,370
26 ~ 30	234,160	228,780
31 ~ 35	225,150	219,960
36 ~ 40	216,140	211,140
41 ~ 45	207,130	202,320
46 ~ 50	198,120	193,500
51 ~ 55	195,220	190,660
56 ~ 60	192,320	187,810
61 ~ 65	189,420	184,970
66 ~ 70	186,510	182,130
71 ~ 75	183,610	179,290
76 ~ 80	180,710	176,450
81 ~ 85	177,810	173,610
86 ~ 90	174,910	170,770
91 ~ 95	172,010	167,930
96人以上	178,350	174,070

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	443,290	440,240	437,200	434,150	428,050	418,910
11 ~ 15人	328,190	325,920	323,650	321,380	316,840	310,020
16 ~ 20人	278,740	276,720	274,710	272,690	268,650	262,600
21 ~ 25	259,490	257,590	255,690	253,790	250,000	244,300
26 ~ 30	243,050	241,260	239,470	237,670	234,090	228,720
31 ~ 35	233,730	232,000	230,270	228,540	225,080	219,900
36 ~ 40	224,410	222,740	221,070	219,410	216,080	211,080
41 ~ 45	215,090	213,480	211,880	210,270	207,070	202,260
46 ~ 50	205,760	204,220	202,680	201,140	198,060	193,440
51 ~ 55	202,760	201,240	199,720	198,200	195,160	190,600
56 ~ 60	199,760	198,260	196,760	195,260	192,260	187,760
61 ~ 65	196,760	195,280	193,800	192,320	189,360	184,920
66 ~ 70	193,760	192,300	190,840	189,380	186,460	182,070
71 ~ 75	190,760	189,320	187,880	186,440	183,560	179,240
76 ~ 80	187,760	186,340	184,920	183,500	180,660	176,400
81 ~ 85	184,760	183,360	181,960	180,560	177,750	173,550
86 ~ 90	181,760	180,380	179,000	177,620	174,850	170,710
91 ~ 95	178,760	177,400	176,030	174,670	171,950	167,870
96人以上	185,430	184,000	182,580	181,150	178,290	174,010

改正後

(4)乳児10人未満を入所させる施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
1人につき	円 541,570	円 530,920	円 520,270	円 513,170	円 506,070	円 498,970

地域区分	3/100	その他
定員		
1人につき	円 488,320	円 477,680

現行

(4)乳児10人未満を入所させる施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
1人につき	円 537,890	円 527,240	円 520,150	円 516,600	円 513,050	円 509,500

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
1人につき	円 505,950	円 502,400	円 498,860	円 495,310	円 488,210	円 477,560

改正後

(5) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
10世帯まで	円 165,920	円 162,980	円 160,040	円 158,080	円 156,120	円 154,160
世帯						
11 ~ 20	118,530	116,310	114,090	112,610	111,130	109,650
21 ~ 30	97,800	95,900	94,010	92,740	91,480	90,200
31 ~ 40	73,690	72,270	70,850	69,900	68,950	68,010
41 ~ 50	66,480	65,200	63,920	63,070	62,220	61,370
51 ~ 60	59,280	58,140	57,000	56,240	55,490	54,730
61 ~ 70	52,070	51,070	50,080	49,420	48,750	48,090
71 ~ 80	44,860	44,010	43,160	42,590	42,020	41,450
81 ~ 90	37,650	36,940	36,230	35,760	35,290	34,810
91世帯以上	30,450	29,880	29,310	28,930	28,550	28,170

地域区分	3/100	その他
定員		
10世帯まで	円 151,220	円 148,280
世帯		
11 ~ 20	107,430	105,210
21 ~ 30	88,320	86,430
31 ~ 40	66,580	65,160
41 ~ 50	60,090	58,810
51 ~ 60	53,590	52,450
61 ~ 70	47,090	46,100
71 ~ 80	40,600	39,740
81 ~ 90	34,100	33,390
91世帯以上	27,600	27,040

現行

(5) 母子生活支援施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
10世帯まで	円 164,930	円 161,990	円 160,030	円 159,050	円 158,070	円 157,090
世帯						
11 ~ 20	117,780	115,560	114,080	113,340	112,600	111,860
21 ~ 30	97,150	95,260	93,990	93,360	92,730	92,100
31 ~ 40	73,210	71,780	70,840	70,360	69,890	69,420
41 ~ 50	66,050	64,770	63,920	63,490	63,060	62,640
51 ~ 60	58,890	57,750	56,990	56,620	56,240	55,860
61 ~ 70	51,730	50,740	50,070	49,740	49,410	49,080
71 ~ 80	44,570	43,720	43,150	42,860	42,580	42,300
81 ~ 90	37,410	36,700	36,230	35,990	35,750	35,520
91世帯以上	30,250	29,680	29,310	29,120	28,930	28,740

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
10世帯まで	円 156,120	円 155,140	円 154,160	円 153,180	円 151,220	円 148,280
世帯						
11 ~ 20	111,120	110,380	109,640	108,900	107,420	105,200
21 ~ 30	91,470	90,840	90,200	89,570	88,310	86,410
31 ~ 40	68,940	68,470	68,000	67,520	66,580	65,150
41 ~ 50	62,210	61,790	61,360	60,930	60,080	58,800
51 ~ 60	55,480	55,100	54,720	54,340	53,580	52,450
61 ~ 70	48,750	48,420	48,080	47,750	47,090	46,090
71 ~ 80	42,010	41,730	41,440	41,160	40,590	39,740
81 ~ 90	35,280	35,040	34,800	34,570	34,100	33,380
91世帯以上	28,550	28,360	28,170	27,980	27,600	27,030

改正後							現行							
(6)情緒障害児短期治療施設							(6)情緒障害児短期治療施設							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
定員							定員							
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
30人まで	282,440	276,360	270,270	266,210	262,150	258,090	30人まで	280,320	274,230	270,180	268,150	266,120	264,090	
31～40人	260,020	254,390	248,750	244,990	241,240	237,480	31～40人	258,060	252,420	248,670	246,790	244,910	243,030	
41人以上	237,600	232,420	227,230	223,780	220,320	216,870	41人以上	235,790	230,610	227,160	225,430	223,700	221,980	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員								定員						
	円	円							円	円	円	円	円	円
30人まで	252,000	245,910						30人まで	262,060	260,030	258,000	255,970	251,920	245,830
31～40人	231,840	226,210						31～40人	241,160	239,280	237,400	235,520	231,770	226,130
41人以上	211,690	206,500						41人以上	220,250	218,520	216,800	215,070	211,620	206,430

改正後							現行							
(7)児童自立支援施設通所部							(7)児童自立支援施設通所部							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
区分							区分							
児童自立支援施設通所部	円 68,400	円 66,920	円 65,430	円 64,440	円 63,450	円 62,450	児童自立支援施設通所部	円 67,890	円 66,400	円 65,410	円 64,910	円 64,420	円 63,920	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
区分								区分						
児童自立支援施設通所部	円 60,970	円 59,480						児童自立支援施設通所部	円 63,430	円 62,930	円 62,430	円 61,940	円 60,950	円 59,460
(8)情緒障害児短期治療施設通所部							(8)情緒障害児短期治療施設通所部							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
区分							区分							
情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,910	円 101,620	円 99,320	円 97,790	円 96,260	円 94,730	情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,110	円 100,820	円 99,290	円 98,530	円 97,760	円 97,000	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
区分								区分						
情緒障害児短期治療施設通所部	円 92,440	円 90,150						情緒障害児短期治療施設通所部	円 96,230	円 95,470	円 94,700	円 93,940	円 92,410	円 90,120

改正後							現行							
(9)ファミリーホーム							(9)ファミリーホーム							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
現員							現員							
1人につき	円 157,810	円 155,890	円 153,960	円 152,680	円 151,390	円 150,110	1人につき	円 157,150	円 155,220	円 153,940	円 153,300	円 152,650	円 152,010	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
現員								現員						
1人につき	円 148,180	円 146,260						1人につき	円 151,370	円 150,730	円 150,090	円 149,450	円 148,160	円 146,240
(10)自立援助ホーム							(10)自立援助ホーム							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
現員							現員							
6人まで	円 204,130	円 200,430	円 196,730	円 194,270	円 191,800	円 189,340	6人まで	円 202,850	円 199,150	円 196,680	円 195,450	円 194,220	円 192,990	
7 ~ 9	189,970	186,320	182,680	180,250	177,820	175,390	7 ~ 9	188,710	185,060	182,630	181,420	180,200	178,990	
10 ~ 12	182,890	179,270	175,650	173,240	170,820	168,410	10 ~ 12	181,640	178,020	175,600	174,400	173,190	171,990	
13 ~ 15	178,650	175,040	171,440	169,030	166,630	164,220	13 ~ 15	177,400	173,790	171,390	170,190	168,990	167,780	
16 ~ 18	175,810	172,220	168,620	166,230	163,830	161,430	16 ~ 18	174,570	170,980	168,580	167,380	166,180	164,990	
19人以上	173,420	169,830	166,240	163,850	161,460	159,070	19人以上	172,180	168,590	166,200	165,000	163,810	162,610	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
現員								現員						
6人まで	円 185,640	円 181,940						6人まで	円 191,760	円 190,520	円 189,290	円 188,060	円 185,600	円 181,900
7 ~ 9	171,740	168,090						7 ~ 9	177,770	176,560	175,340	174,130	171,700	168,050
10 ~ 12	164,790	161,170						10 ~ 12	170,780	169,570	168,370	167,160	164,750	161,130
13 ~ 15	160,620	157,010						13 ~ 15	166,580	165,380	164,180	162,980	160,580	156,970
16 ~ 18	157,840	154,240						16 ~ 18	163,790	162,590	161,390	160,190	157,800	154,200
19人以上	155,480	151,890						19人以上	161,420	160,220	159,020	157,830	155,440	151,850

改正後							現行						
(11)一時保護所							(11)一時保護所						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
5人まで	9,162,820	8,940,110	8,717,400	8,568,920	8,420,440	8,271,970	5人まで	9,085,720	8,863,070	8,714,650	8,640,430	8,566,220	8,492,000
6～10人	14,085,310	13,740,730	13,396,160	13,166,440	12,936,720	12,707,000	6～10人	13,966,020	13,621,550	13,391,910	13,277,090	13,162,280	13,047,440
11～15	19,007,800	18,541,360	18,074,920	17,763,960	17,452,990	17,142,030	11～15	18,846,330	18,380,030	18,069,170	17,913,740	17,758,310	17,602,870
16～20	23,930,300	23,341,990	22,753,680	22,361,480	21,969,270	21,577,060	16～20	23,726,630	23,138,510	22,746,430	22,550,390	22,354,350	22,158,310
21～25	28,852,790	28,142,610	27,432,440	26,959,000	26,485,540	26,012,100	21～25	28,606,940	27,896,990	27,423,690	27,187,040	26,950,400	26,713,740
26～30	33,775,280	32,943,240	32,111,200	31,556,520	31,001,810	30,447,130	26～30	33,487,250	32,655,470	32,100,950	31,823,700	31,546,440	31,269,180
31～35	38,697,770	37,743,860	36,789,960	36,154,040	35,518,090	34,882,160	31～35	38,367,550	37,413,950	36,778,210	36,460,350	36,142,490	35,824,610
36～40	43,620,260	42,544,490	41,468,720	40,751,560	40,034,360	39,317,190	36～40	43,247,860	42,172,430	41,455,470	41,097,000	40,738,530	40,380,050
41～45	48,542,760	47,345,120	46,147,480	45,349,070	44,550,640	43,752,220	41～45	48,128,160	46,930,910	46,132,730	45,733,660	45,334,580	44,935,480
46～50	53,465,250	52,145,740	50,826,250	49,946,590	49,066,910	48,187,250	46～50	53,008,470	51,689,390	50,810,000	50,370,310	49,930,620	49,490,920
51～55	58,387,740	56,946,370	55,505,010	54,544,110	53,583,180	52,622,280	51～55	57,888,780	56,447,870	55,487,260	55,006,960	54,526,670	54,046,350
56～60	63,310,230	61,746,990	60,183,770	59,141,630	58,099,460	57,057,310	56～60	62,769,080	61,206,350	60,164,520	59,643,620	59,122,710	58,601,790
61～65	68,232,720	66,547,620	64,862,530	63,739,150	62,615,730	61,492,340	61～65	67,649,390	65,964,830	64,841,780	64,280,270	63,718,760	63,157,220
66～70	73,155,220	71,348,250	69,541,290	68,336,670	67,132,010	65,927,370	66～70	72,529,690	70,723,310	69,519,040	68,916,920	68,314,800	67,712,660

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
5人まで	8,049,260	7,826,550	5人まで	8,417,790	8,343,580	8,269,360	8,195,150	8,046,720	7,824,080
6～10人	12,362,420	12,017,850	6～10人	12,932,620	12,817,800	12,702,970	12,588,150	12,358,500	12,014,040
11～15	16,675,590	16,209,150	11～15	17,447,440	17,292,020	17,136,580	16,981,150	16,670,290	16,203,990
16～20	20,988,750	20,400,450	16～20	21,962,270	21,766,240	21,570,190	21,374,150	20,982,070	20,393,950
21～25	25,301,920	24,591,750	21～25	26,477,090	26,240,450	26,003,800	25,767,150	25,293,850	24,583,910
26～30	29,615,080	28,783,050	26～30	30,991,920	30,714,670	30,437,410	30,160,150	29,605,630	28,773,860
31～35	33,928,250	32,974,350	31～35	35,506,750	35,188,890	34,871,020	34,553,150	33,917,410	32,963,820
36～40	38,241,410	37,165,650	36～40	40,021,570	39,663,110	39,304,630	38,946,150	38,229,200	37,153,770
41～45	42,554,580	41,356,950	41～45	44,536,400	44,137,330	43,738,240	43,339,150	42,540,980	41,343,730
46～50	46,867,740	45,548,250	46～50	49,051,220	48,611,550	48,171,850	47,732,150	46,852,760	45,533,690
51～55	51,180,910	49,739,550	51～55	53,566,050	53,085,770	52,605,450	52,125,150	51,164,540	49,723,640
56～60	55,494,070	53,930,850	56～60	58,080,880	57,559,990	57,039,060	56,518,150	55,476,320	53,913,600
61～65	59,807,240	58,122,150	61～65	62,595,700	62,034,210	61,472,670	60,911,150	59,788,110	58,103,550
66～70	64,120,400	62,313,450	66～70	67,110,530	66,508,430	65,906,280	65,304,150	64,099,890	62,293,510

※1か所当たりの年額

改正後							現行						
2 加算分保護単価							2 加算分保護単価						
(1)小規模施設加算分保護単価 児童養護施設							(1)小規模施設加算分保護単価 児童養護施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31~40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31~40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41人以上	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41人以上	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31~40人	11,830	11,550					31~40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41人以上	8,870	8,660					41人以上	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660

改正後							現行						
(2)職業指導員加算分保護単価 ア 児童養護施設							(2)職業指導員加算分保護単価 ア 児童養護施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
定員							定員						
30人まで	14,990	14,680	14,360	14,140	13,930	13,720	30人まで	14,880	14,560	14,350	14,250	14,140	14,030
31 ~ 40人	11,990	11,740	11,480	11,310	11,140	10,970	31 ~ 40人	11,910	11,650	11,480	11,400	11,310	11,230
41 ~ 50	8,990	8,800	8,610	8,480	8,360	8,230	41 ~ 50	8,930	8,740	8,610	8,550	8,480	8,420
51 ~ 60	8,090	7,920	7,750	7,640	7,520	7,410	51 ~ 60	8,040	7,860	7,750	7,690	7,630	7,580
61 ~ 70	7,190	7,040	6,890	6,790	6,690	6,580	61 ~ 70	7,140	6,990	6,890	6,840	6,780	6,730
71 ~ 80	6,300	6,160	6,030	5,940	5,850	5,760	71 ~ 80	6,250	6,110	6,030	5,980	5,940	5,890
81 ~ 90	5,400	5,280	5,170	5,090	5,010	4,940	81 ~ 90	5,350	5,240	5,160	5,130	5,090	5,050
91 ~ 100	4,500	4,400	4,300	4,240	4,180	4,110	91 ~ 100	4,460	4,370	4,300	4,270	4,240	4,210
101 ~ 110	4,200	4,110	4,020	3,960	3,900	3,840	101 ~ 110	4,160	4,080	4,020	3,990	3,960	3,930
111 ~ 120	3,900	3,810	3,730	3,670	3,620	3,560	111 ~ 120	3,870	3,780	3,730	3,700	3,670	3,650
121 ~ 130	3,600	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290	121 ~ 130	3,570	3,490	3,440	3,420	3,390	3,370
131 ~ 140	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	131 ~ 140	3,270	3,200	3,150	3,130	3,110	3,080
141 ~ 150	3,000	2,930	2,870	2,830	2,780	2,740	141 ~ 150	2,970	2,910	2,870	2,850	2,820	2,800
151 ~ 160	2,900	2,830	2,770	2,730	2,690	2,650	151 ~ 160	2,870	2,810	2,770	2,750	2,730	2,710
161 ~ 170	2,800	2,740	2,680	2,640	2,600	2,560	161 ~ 170	2,770	2,720	2,680	2,660	2,640	2,620
171 ~ 180	2,700	2,640	2,580	2,540	2,500	2,470	171 ~ 180	2,680	2,620	2,580	2,560	2,540	2,520
181 ~ 190	2,600	2,540	2,480	2,450	2,410	2,370	181 ~ 190	2,580	2,520	2,480	2,470	2,450	2,430
191人以上	2,500	2,440	2,390	2,350	2,320	2,280	191人以上	2,480	2,420	2,390	2,370	2,350	2,340

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
	円	円		円	円	円	円	円	円
定員			定員						
30人まで	13,400	13,080	30人まで	13,930	13,820	13,720	13,610	13,400	13,080
31 ~ 40人	10,720	10,470	31 ~ 40人	11,140	11,060	10,970	10,890	10,720	10,460
41 ~ 50	8,040	7,850	41 ~ 50	8,350	8,290	8,230	8,160	8,040	7,850
51 ~ 60	7,230	7,060	51 ~ 60	7,520	7,460	7,400	7,350	7,230	7,060
61 ~ 70	6,430	6,280	61 ~ 70	6,680	6,630	6,580	6,530	6,430	6,280
71 ~ 80	5,630	5,490	71 ~ 80	5,850	5,800	5,760	5,710	5,620	5,490
81 ~ 90	4,820	4,710	81 ~ 90	5,010	4,970	4,930	4,900	4,820	4,710
91 ~ 100	4,020	3,920	91 ~ 100	4,180	4,140	4,110	4,080	4,020	3,920
101 ~ 110	3,750	3,660	101 ~ 110	3,900	3,870	3,840	3,810	3,750	3,660
111 ~ 120	3,480	3,400	111 ~ 120	3,620	3,590	3,560	3,540	3,480	3,400
121 ~ 130	3,210	3,140	121 ~ 130	3,340	3,310	3,290	3,260	3,210	3,140
131 ~ 140	2,940	2,870	131 ~ 140	3,060	3,040	3,010	2,990	2,940	2,870
141 ~ 150	2,680	2,610	141 ~ 150	2,780	2,760	2,740	2,720	2,680	2,610
151 ~ 160	2,590	2,530	151 ~ 160	2,690	2,670	2,650	2,630	2,590	2,530
161 ~ 170	2,500	2,440	161 ~ 170	2,600	2,580	2,560	2,540	2,500	2,440
171 ~ 180	2,410	2,350	171 ~ 180	2,500	2,480	2,470	2,450	2,410	2,350
181 ~ 190	2,320	2,260	181 ~ 190	2,410	2,390	2,370	2,360	2,320	2,260
191人以上	2,230	2,180	191人以上	2,320	2,300	2,280	2,260	2,230	2,180

改正後							現行						
イ 児童自立支援施設							イ 児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,870	15,530	15,190	14,960	14,730	14,500	30人まで	15,750	15,410	15,180	15,070	14,950	14,840
31 ~ 40人	12,700	12,420	12,150	11,960	11,780	11,600	31 ~ 40人	12,600	12,330	12,140	12,050	11,960	11,870
41 ~ 50	9,520	9,310	9,110	8,970	8,840	8,700	41 ~ 50	9,450	9,240	9,110	9,040	8,970	8,900
51 ~ 60	8,570	8,380	8,200	8,070	7,950	7,830	51 ~ 60	8,500	8,320	8,200	8,130	8,070	8,010
61 ~ 70	7,620	7,450	7,290	7,180	7,070	6,960	61 ~ 70	7,560	7,390	7,280	7,230	7,170	7,120
71 ~ 80	6,660	6,520	6,380	6,280	6,180	6,090	71 ~ 80	6,610	6,470	6,370	6,330	6,280	6,230
81 ~ 90	5,710	5,590	5,460	5,380	5,300	5,220	81 ~ 90	5,670	5,540	5,460	5,420	5,380	5,340
91 ~ 100	4,760	4,660	4,550	4,480	4,420	4,350	91 ~ 100	4,720	4,620	4,550	4,520	4,480	4,450
101 ~ 110	4,440	4,340	4,250	4,180	4,120	4,060	101 ~ 110	4,410	4,310	4,250	4,220	4,180	4,150
111 ~ 120	4,120	4,030	3,940	3,890	3,830	3,770	111 ~ 120	4,090	4,000	3,940	3,910	3,880	3,850
121 ~ 130	3,810	3,720	3,640	3,590	3,530	3,480	121 ~ 130	3,780	3,690	3,640	3,610	3,580	3,560
131 ~ 140	3,490	3,410	3,340	3,290	3,240	3,190	131 ~ 140	3,460	3,390	3,340	3,310	3,290	3,260
141 ~ 150	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,900	141 ~ 150	3,150	3,080	3,030	3,010	2,990	2,960
151 ~ 160	3,060	3,000	2,930	2,890	2,840	2,800	151 ~ 160	3,040	2,980	2,930	2,910	2,890	2,870
161 ~ 170	2,960	2,890	2,830	2,790	2,750	2,700	161 ~ 170	2,940	2,870	2,830	2,810	2,790	2,770
171 ~ 180	2,850	2,790	2,730	2,690	2,650	2,610	171 ~ 180	2,830	2,770	2,730	2,710	2,690	2,670
181 ~ 190	2,750	2,690	2,630	2,590	2,550	2,510	181 ~ 190	2,730	2,670	2,630	2,610	2,590	2,570
191人以上	2,640	2,580	2,530	2,490	2,450	2,410	191人以上	2,620	2,560	2,530	2,510	2,490	2,470

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,160	13,820	30人まで	14,720	14,610	14,500	14,380	14,150	13,810
31 ~ 40人	11,330	11,050	31 ~ 40人	11,780	11,690	11,600	11,500	11,320	11,050
41 ~ 50	8,490	8,290	41 ~ 50	8,830	8,760	8,700	8,630	8,490	8,280
51 ~ 60	7,640	7,460	51 ~ 60	7,950	7,890	7,830	7,760	7,640	7,460
61 ~ 70	6,790	6,630	61 ~ 70	7,070	7,010	6,960	6,900	6,790	6,630
71 ~ 80	5,940	5,800	71 ~ 80	6,180	6,130	6,090	6,040	5,940	5,800
81 ~ 90	5,090	4,970	81 ~ 90	5,300	5,260	5,220	5,170	5,090	4,970
91 ~ 100	4,240	4,140	91 ~ 100	4,410	4,380	4,350	4,310	4,240	4,140
101 ~ 110	3,960	3,870	101 ~ 110	4,120	4,090	4,060	4,020	3,960	3,860
111 ~ 120	3,680	3,590	111 ~ 120	3,830	3,800	3,770	3,740	3,680	3,590
121 ~ 130	3,390	3,310	121 ~ 130	3,530	3,500	3,480	3,450	3,390	3,310
131 ~ 140	3,110	3,040	131 ~ 140	3,240	3,210	3,190	3,160	3,110	3,030
141 ~ 150	2,830	2,760	141 ~ 150	2,940	2,920	2,900	2,870	2,830	2,760
151 ~ 160	2,730	2,670	151 ~ 160	2,840	2,820	2,800	2,780	2,730	2,670
161 ~ 170	2,640	2,580	161 ~ 170	2,750	2,720	2,700	2,680	2,640	2,570
171 ~ 180	2,540	2,480	171 ~ 180	2,650	2,630	2,610	2,580	2,540	2,480
181 ~ 190	2,450	2,390	181 ~ 190	2,550	2,530	2,510	2,490	2,450	2,390
191人以上	2,360	2,300	191人以上	2,450	2,430	2,410	2,390	2,360	2,300

改正後							現行						
(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価							(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,990	29,360	28,720	28,290	27,870	27,440	10世帯まで	29,770	29,130	28,710	28,500	28,280	28,070
世帯							世帯						
11 ~ 20	22,490	22,020	21,540	21,220	20,900	20,580	11 ~ 20	22,330	21,850	21,530	21,370	21,210	21,050
21 ~ 30	14,990	14,680	14,360	14,140	13,930	13,720	21 ~ 30	14,880	14,560	14,350	14,250	14,140	14,030
31 ~ 40	13,490	13,210	12,920	12,730	12,540	12,350	31 ~ 40	13,390	13,110	12,920	12,820	12,730	12,630
41 ~ 50	11,990	11,740	11,480	11,310	11,140	10,970	41 ~ 50	11,910	11,650	11,480	11,400	11,310	11,230
51 ~ 60	10,490	10,270	10,050	9,900	9,750	9,600	51 ~ 60	10,420	10,190	10,050	9,970	9,900	9,820
61 ~ 70	8,990	8,800	8,610	8,490	8,360	8,230	61 ~ 70	8,930	8,740	8,610	8,550	8,480	8,420
71 ~ 80	7,490	7,340	7,180	7,070	6,960	6,860	71 ~ 80	7,440	7,280	7,170	7,120	7,070	7,010
81 ~ 90	6,000	5,870	5,740	5,660	5,570	5,480	81 ~ 90	5,950	5,820	5,740	5,700	5,650	5,610
91世帯以上	4,500	4,400	4,300	4,240	4,180	4,110	91世帯以上	4,460	4,370	4,300	4,270	4,240	4,210
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	26,810	26,170					10世帯まで	27,860	27,650	27,440	27,220	26,800	26,160
世帯							世帯						
11 ~ 20	20,100	19,630					11 ~ 20	20,890	20,730	20,580	20,420	20,100	19,620
21 ~ 30	13,400	13,080					21 ~ 30	13,930	13,820	13,720	13,610	13,400	13,080
31 ~ 40	12,060	11,770					31 ~ 40	12,530	12,440	12,340	12,250	12,060	11,770
41 ~ 50	10,720	10,470					41 ~ 50	11,140	11,060	10,970	10,890	10,720	10,460
51 ~ 60	9,380	9,160					51 ~ 60	9,750	9,670	9,600	9,530	9,380	9,150
61 ~ 70	8,040	7,850					61 ~ 70	8,350	8,290	8,230	8,160	8,040	7,850
71 ~ 80	6,700	6,540					71 ~ 80	6,960	6,910	6,860	6,800	6,700	6,540
81 ~ 90	5,360	5,230					81 ~ 90	5,570	5,530	5,480	5,440	5,360	5,230
91世帯以上	4,020	3,920					91世帯以上	4,180	4,140	4,110	4,080	4,020	3,920

改正後

(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
1世帯につき	円 25,180	円 24,620	円 24,050	円 23,670	円 23,290	円 22,910

地域区分	3/100	その他
定員		
1世帯につき	円 22,340	円 21,770

現行

(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
1世帯につき	円 24,990	円 24,420	円 24,040	円 23,850	円 23,660	円 23,470

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
1世帯につき	円 23,280	円 23,090	円 22,900	円 22,710	円 22,330	円 21,760

改正後

(5) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	23,910	23,370	22,840	22,480	22,120	21,760
世帯						
21 ~ 30	15,940	15,580	15,220	14,980	14,740	14,510
31 ~ 40	11,950	11,680	11,420	11,240	11,060	10,880
41 ~ 50	10,760	10,520	10,270	10,110	9,950	9,790
51 ~ 60	9,560	9,350	9,130	8,990	8,850	8,700
61 ~ 70	8,370	8,180	7,990	7,860	7,740	7,610
71 ~ 80	7,170	7,010	6,850	6,740	6,630	6,530
81 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,530	5,440
91世帯以上	4,780	4,670	4,560	4,490	4,420	4,350

地域区分	3/100	その他
定員		
	円	円
20世帯まで	21,220	20,690
世帯		
21 ~ 30	14,150	13,790
31 ~ 40	10,610	10,340
41 ~ 50	9,550	9,310
51 ~ 60	8,490	8,270
61 ~ 70	7,430	7,240
71 ~ 80	6,360	6,200
81 ~ 90	5,300	5,170
91世帯以上	4,240	4,130

現行

(5) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	23,720	23,190	22,830	22,650	22,470	22,290
世帯						
21 ~ 30	15,810	15,460	15,220	15,100	14,980	14,860
31 ~ 40	11,860	11,590	11,410	11,320	11,230	11,140
41 ~ 50	10,670	10,430	10,270	10,190	10,110	10,030
51 ~ 60	9,490	9,270	9,130	9,060	8,990	8,910
61 ~ 70	8,300	8,110	7,990	7,920	7,860	7,800
71 ~ 80	7,110	6,950	6,850	6,790	6,740	6,680
81 ~ 90	5,930	5,790	5,700	5,660	5,610	5,570
91世帯以上	4,740	4,630	4,560	4,530	4,490	4,450

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	22,110	21,930	21,750	21,570	21,220	20,680
世帯						
21 ~ 30	14,740	14,620	14,500	14,380	14,140	13,780
31 ~ 40	11,050	10,960	10,870	10,790	10,610	10,340
41 ~ 50	9,950	9,870	9,790	9,710	9,550	9,300
51 ~ 60	8,840	8,770	8,700	8,630	8,480	8,270
61 ~ 70	7,740	7,670	7,610	7,550	7,420	7,240
71 ~ 80	6,630	6,580	6,520	6,470	6,360	6,200
81 ~ 90	5,520	5,480	5,440	5,390	5,300	5,170
91世帯以上	4,420	4,380	4,350	4,310	4,240	4,130

改正後							現行						
(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41～50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	51～60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	61～70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	71～80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	81～90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91～100	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
101～110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240	101～110	4,610	4,510	4,440	4,400	4,370	4,340
111～120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940	111～120	4,280	4,180	4,120	4,090	4,060	4,030
121～130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	121～130	3,950	3,860	3,800	3,780	3,750	3,720
131～140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330	131～140	3,620	3,540	3,490	3,460	3,430	3,410
141～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	141～150	3,290	3,220	3,170	3,150	3,120	3,100
151～160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	151～160	3,180	3,110	3,060	3,040	3,020	2,990
161～170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820	161～170	3,070	3,000	2,960	2,940	2,910	2,890
171～180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720	171～180	2,960	2,890	2,850	2,830	2,810	2,790
181～190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620	181～190	2,850	2,790	2,750	2,730	2,700	2,680
191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520	191人以上	2,740	2,680	2,640	2,620	2,600	2,580

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430	30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～40人	11,830	11,550	31～40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41～50	8,870	8,660	41～50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51～60	7,990	7,790	51～60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61～70	7,100	6,930	61～70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71～80	6,210	6,060	71～80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81～90	5,320	5,190	81～90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91～100	4,430	4,330	91～100	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330
101～110	4,140	4,040	101～110	4,300	4,270	4,240	4,200	4,140	4,040
111～120	3,840	3,750	111～120	4,000	3,970	3,930	3,900	3,840	3,750
121～130	3,550	3,460	121～130	3,690	3,660	3,630	3,600	3,550	3,460
131～140	3,250	3,170	131～140	3,380	3,350	3,330	3,300	3,250	3,170
141～150	2,960	2,880	141～150	3,070	3,050	3,030	3,000	2,950	2,880
151～160	2,860	2,790	151～160	2,970	2,950	2,920	2,900	2,860	2,790
161～170	2,760	2,690	161～170	2,870	2,850	2,820	2,800	2,760	2,690
171～180	2,660	2,590	171～180	2,770	2,740	2,720	2,700	2,660	2,590
181～190	2,560	2,500	181～190	2,660	2,640	2,620	2,600	2,560	2,500
191人以上	2,460	2,400	191人以上	2,560	2,540	2,520	2,500	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	10人まで	49,390	48,310	47,600	47,240	46,880	46,520
11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	11 ~ 15人	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	16 ~ 20人	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	21 ~ 25	19,750	19,320	19,040	18,890	18,750	18,610
26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	26 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640	31 ~ 35	14,810	14,490	14,280	14,170	14,060	13,950
36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	36 ~ 40	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600	41 ~ 45	11,520	11,270	11,100	11,020	10,940	10,850
46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	46 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630	51 ~ 55	9,380	9,180	9,040	8,970	8,900	8,840
56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	56 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720	61 ~ 65	8,390	8,210	8,090	8,030	7,970	7,900
66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	66 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 75	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	76 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910	81 ~ 85	6,420	6,280	6,180	6,140	6,090	6,040
86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	86 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000	91 ~ 95	5,430	5,310	5,230	5,190	5,150	5,110
96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	96人以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650

地域区分		3/100	その他
定員		円	円
10人まで		44,390	43,310
11 ~ 15人		29,590	28,870
16 ~ 20人		22,190	21,650
21 ~ 25		17,750	17,320
26 ~ 30		14,790	14,430
31 ~ 35		13,310	12,990
36 ~ 40		11,830	11,550
41 ~ 45		10,350	10,100
46 ~ 50		8,870	8,660
51 ~ 55		8,430	8,230
56 ~ 60		7,990	7,790
61 ~ 65		7,540	7,360
66 ~ 70		7,100	6,930
71 ~ 75		6,650	6,490
76 ~ 80		6,210	6,060
81 ~ 85		5,770	5,630
86 ~ 90		5,320	5,190
91 ~ 95		4,880	4,760
96人以上		4,430	4,330

地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員		円	円	円	円	円	円
10人まで		46,160	45,810	45,450	45,090	44,370	43,300
11 ~ 15人		30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
16 ~ 20人		23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 25		18,460	18,320	18,180	18,030	17,750	17,320
26 ~ 30		15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 35		13,850	13,740	13,630	13,520	13,310	12,990
36 ~ 40		12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 45		10,770	10,680	10,600	10,520	10,350	10,100
46 ~ 50		9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 55		8,770	8,700	8,630	8,560	8,430	8,220
56 ~ 60		8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 65		7,840	7,780	7,720	7,660	7,540	7,360
66 ~ 70		7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 75		6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
76 ~ 80		6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 85		6,000	5,950	5,900	5,860	5,760	5,620
86 ~ 90		5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 95		5,070	5,030	5,000	4,960	4,880	4,760
96人以上		4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31 ~ 40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41人以上	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41人以上	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40人	11,830	11,550					31 ~ 40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41人以上	8,870	8,660					41人以上	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660

改正後							現行						
(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31 ~ 40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	51 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	61 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	71 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	81 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91 ~ 100	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
101 ~ 110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240	101 ~ 110	4,610	4,510	4,440	4,400	4,370	4,340
111 ~ 120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940	111 ~ 120	4,280	4,180	4,120	4,090	4,060	4,030
121 ~ 130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	121 ~ 130	3,950	3,860	3,800	3,780	3,750	3,720
131 ~ 140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330	131 ~ 140	3,620	3,540	3,490	3,460	3,430	3,410
141 ~ 150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	141 ~ 150	3,290	3,220	3,170	3,150	3,120	3,100
151 ~ 160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	151 ~ 160	3,180	3,110	3,060	3,040	3,020	2,990
161 ~ 170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820	161 ~ 170	3,070	3,000	2,960	2,940	2,910	2,890
171 ~ 180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720	171 ~ 180	2,960	2,890	2,850	2,830	2,810	2,790
181 ~ 190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620	181 ~ 190	2,850	2,790	2,750	2,730	2,700	2,680
191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520	191人以上	2,740	2,680	2,640	2,620	2,600	2,580

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430	30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40人	11,830	11,550	31 ~ 40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 50	8,870	8,660	41 ~ 50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 60	7,990	7,790	51 ~ 60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 70	7,100	6,930	61 ~ 70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 80	6,210	6,060	71 ~ 80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 90	5,320	5,190	81 ~ 90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 100	4,430	4,330	91 ~ 100	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330
101 ~ 110	4,140	4,040	101 ~ 110	4,300	4,270	4,240	4,200	4,140	4,040
111 ~ 120	3,840	3,750	111 ~ 120	4,000	3,970	3,930	3,900	3,840	3,750
121 ~ 130	3,550	3,460	121 ~ 130	3,690	3,660	3,630	3,600	3,550	3,460
131 ~ 140	3,250	3,170	131 ~ 140	3,380	3,350	3,330	3,300	3,250	3,170
141 ~ 150	2,960	2,880	141 ~ 150	3,070	3,050	3,030	3,000	2,950	2,880
151 ~ 160	2,860	2,790	151 ~ 160	2,970	2,950	2,920	2,900	2,860	2,790
161 ~ 170	2,760	2,690	161 ~ 170	2,870	2,850	2,820	2,800	2,760	2,690
171 ~ 180	2,660	2,590	171 ~ 180	2,770	2,740	2,720	2,700	2,660	2,590
181 ~ 190	2,560	2,500	181 ~ 190	2,660	2,640	2,620	2,600	2,560	2,500
191人以上	2,460	2,400	191人以上	2,560	2,540	2,520	2,500	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	10人まで	49,390	48,310	47,600	47,240	46,880	46,520
11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	11 ~ 15人	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	16 ~ 20人	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	21 ~ 25	19,750	19,320	19,040	18,890	18,750	18,610
26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	26 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640	31 ~ 35	14,810	14,490	14,280	14,170	14,060	13,950
36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	36 ~ 40	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600	41 ~ 45	11,520	11,270	11,100	11,020	10,940	10,850
46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	46 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630	51 ~ 55	9,380	9,180	9,040	8,970	8,900	8,840
56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	56 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720	61 ~ 65	8,390	8,210	8,090	8,030	7,970	7,900
66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	66 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 75	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	76 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910	81 ~ 85	6,420	6,280	6,180	6,140	6,090	6,040
86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	86 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000	91 ~ 95	5,430	5,310	5,230	5,190	5,150	5,110
96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	96人以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
10人まで	44,390	43,310
11 ~ 15人	29,590	28,870
16 ~ 20人	22,190	21,650
21 ~ 25	17,750	17,320
26 ~ 30	14,790	14,430
31 ~ 35	13,310	12,990
36 ~ 40	11,830	11,550
41 ~ 45	10,350	10,100
46 ~ 50	8,870	8,660
51 ~ 55	8,430	8,230
56 ~ 60	7,990	7,790
61 ~ 65	7,540	7,360
66 ~ 70	7,100	6,930
71 ~ 75	6,650	6,490
76 ~ 80	6,210	6,060
81 ~ 85	5,770	5,630
86 ~ 90	5,320	5,190
91 ~ 95	4,880	4,760
96人以上	4,430	4,330

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	46,160	45,810	45,450	45,090	44,370	43,300
11 ~ 15人	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
16 ~ 20人	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 25	18,460	18,320	18,180	18,030	17,750	17,320
26 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 35	13,850	13,740	13,630	13,520	13,310	12,990
36 ~ 40	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 45	10,770	10,680	10,600	10,520	10,350	10,100
46 ~ 50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 55	8,770	8,700	8,630	8,560	8,430	8,220
56 ~ 60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 65	7,840	7,780	7,720	7,660	7,540	7,360
66 ~ 70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 75	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
76 ~ 80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 85	6,000	5,950	5,900	5,860	5,760	5,620
86 ~ 90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 95	5,070	5,030	5,000	4,960	4,880	4,760
96人以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31 ~ 40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41人以上	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41人以上	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40人	11,830	11,550					31 ~ 40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41人以上	8,870	8,660					41人以上	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660

改正後

(B)心理療法担当職員加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150
31 ~ 40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120
41 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090
51 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180
61 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270
71 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360
81 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450
91 ~ 100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540
101 ~ 110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240
111 ~ 120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940
121 ~ 130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630
131 ~ 140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330
141 ~ 150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030
151 ~ 160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930
161 ~ 170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820
171 ~ 180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720
181 ~ 190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620
191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
30人まで	14,790	14,430
31 ~ 40人	11,830	11,550
41 ~ 50	8,870	8,660
51 ~ 60	7,990	7,790
61 ~ 70	7,100	6,930
71 ~ 80	6,210	6,060
81 ~ 90	5,320	5,190
91 ~ 100	4,430	4,330
101 ~ 110	4,140	4,040
111 ~ 120	3,840	3,750
121 ~ 130	3,550	3,460
131 ~ 140	3,250	3,170
141 ~ 150	2,960	2,880
151 ~ 160	2,860	2,790
161 ~ 170	2,760	2,690
171 ~ 180	2,660	2,590
181 ~ 190	2,560	2,500
191人以上	2,460	2,400

現行

(B)心理療法担当職員加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 100	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
101 ~ 110	4,610	4,510	4,440	4,400	4,370	4,340
111 ~ 120	4,280	4,180	4,120	4,090	4,060	4,030
121 ~ 130	3,950	3,860	3,800	3,780	3,750	3,720
131 ~ 140	3,620	3,540	3,490	3,460	3,430	3,410
141 ~ 150	3,290	3,220	3,170	3,150	3,120	3,100
151 ~ 160	3,180	3,110	3,060	3,040	3,020	2,990
161 ~ 170	3,070	3,000	2,960	2,940	2,910	2,890
171 ~ 180	2,960	2,890	2,850	2,830	2,810	2,790
181 ~ 190	2,850	2,790	2,750	2,730	2,700	2,680
191人以上	2,740	2,680	2,640	2,620	2,600	2,580

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 100	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330
101 ~ 110	4,300	4,270	4,240	4,200	4,140	4,040
111 ~ 120	4,000	3,970	3,930	3,900	3,840	3,750
121 ~ 130	3,690	3,660	3,630	3,600	3,550	3,460
131 ~ 140	3,380	3,350	3,330	3,300	3,250	3,170
141 ~ 150	3,070	3,050	3,030	3,000	2,950	2,880
151 ~ 160	2,970	2,950	2,920	2,900	2,860	2,790
161 ~ 170	2,870	2,850	2,820	2,800	2,760	2,690
171 ~ 180	2,770	2,740	2,720	2,700	2,660	2,590
181 ~ 190	2,660	2,640	2,620	2,600	2,560	2,500
191人以上	2,560	2,540	2,520	2,500	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院(常勤職員)							イ 乳児院(常勤職員)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	10人まで	49,390	48,310	47,600	47,240	46,880	46,520
11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	11 ~ 15人	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	16 ~ 20人	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	21 ~ 25	19,750	19,320	19,040	18,890	18,750	18,610
26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	26 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640	31 ~ 35	14,810	14,490	14,280	14,170	14,060	13,950
36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	36 ~ 40	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600	41 ~ 45	11,520	11,270	11,100	11,020	10,940	10,850
46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	46 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630	51 ~ 55	9,380	9,180	9,040	8,970	8,900	8,840
56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	56 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720	61 ~ 65	8,390	8,210	8,090	8,030	7,970	7,900
66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	66 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 75	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	76 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910	81 ~ 85	6,420	6,280	6,180	6,140	6,090	6,040
86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	86 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000	91 ~ 95	5,430	5,310	5,230	5,190	5,150	5,110
96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	96人以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
10人まで	44,390	43,310
11 ~ 15人	29,590	28,870
16 ~ 20人	22,190	21,650
21 ~ 25	17,750	17,320
26 ~ 30	14,790	14,430
31 ~ 35	13,310	12,990
36 ~ 40	11,830	11,550
41 ~ 45	10,350	10,100
46 ~ 50	8,870	8,660
51 ~ 55	8,430	8,230
56 ~ 60	7,990	7,790
61 ~ 65	7,540	7,360
66 ~ 70	7,100	6,930
71 ~ 75	6,650	6,490
76 ~ 80	6,210	6,060
81 ~ 85	5,770	5,630
86 ~ 90	5,320	5,190
91 ~ 95	4,880	4,760
96人以上	4,430	4,330

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	46,160	45,810	45,450	45,090	44,370	43,300
11 ~ 15人	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
16 ~ 20人	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 25	18,460	18,320	18,180	18,030	17,750	17,320
26 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 35	13,850	13,740	13,630	13,520	13,310	12,990
36 ~ 40	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 45	10,770	10,680	10,600	10,520	10,350	10,100
46 ~ 50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 55	8,770	8,700	8,630	8,560	8,430	8,220
56 ~ 60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 65	7,840	7,780	7,720	7,660	7,540	7,360
66 ~ 70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 75	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
76 ~ 80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 85	6,000	5,950	5,900	5,860	5,760	5,620
86 ~ 90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 95	5,070	5,030	5,000	4,960	4,880	4,760
96人以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 母子生活支援施設(常勤職員)							ウ 母子生活支援施設(常勤職員)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	10世帯まで	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
世帯							世帯						
11 ~ 20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	11 ~ 20	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	21 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	31 ~ 40	12,340	12,070	11,900	11,810	11,720	11,630
41 ~ 50	11,190	10,950	10,710	10,550	10,390	10,230	41 ~ 50	11,110	10,870	10,710	10,630	10,540	10,460
51 ~ 60	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	51 ~ 60	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
61 ~ 70	8,700	8,520	8,330	8,200	8,080	7,950	61 ~ 70	8,640	8,450	8,330	8,260	8,200	8,140
71 ~ 80	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 80	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
81 ~ 90	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	81 ~ 90	6,170	6,040	5,950	5,900	5,860	5,810
91世帯以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91世帯以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650

地域区分	3/100	その他
定員	円	円
10世帯まで	29,590	28,870
世帯		
11 ~ 20	22,190	21,650
21 ~ 30	14,790	14,430
31 ~ 40	11,090	10,830
41 ~ 50	9,980	9,740
51 ~ 60	8,870	8,660
61 ~ 70	7,760	7,580
71 ~ 80	6,650	6,490
81 ~ 90	5,540	5,410
91世帯以上	4,430	4,330

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
世帯						
11 ~ 20	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40	11,540	11,450	11,360	11,270	11,090	10,820
41 ~ 50	10,380	10,300	10,220	10,140	9,980	9,740
51 ~ 60	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
61 ~ 70	8,080	8,010	7,950	7,890	7,760	7,570
71 ~ 80	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
81 ~ 90	5,770	5,720	5,680	5,630	5,540	5,410
91世帯以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後				現行			
エ 児童養護施設、児童自立支援施設 (常勤の非常勤職員)		オ 乳児院 (常勤の非常勤職員)		エ 児童養護施設、児童自立支援施設 (常勤の非常勤職員)		オ 乳児院 (常勤の非常勤職員)	
定員	月額 円	定員	月額 円	定員	月額 円	定員	月額 円
30人まで	9,180	10人まで	27,540	30人まで	9,170	10人まで	27,530
31 ~ 40人	6,880	11 ~ 15	18,360	31 ~ 40人	6,880	11 ~ 15	18,350
41 ~ 50	5,500	16 ~ 20	13,770	41 ~ 50	5,500	16 ~ 20	13,760
51 ~ 60	4,590	21 ~ 25	11,010	51 ~ 60	4,580	21 ~ 25	11,010
61 ~ 70	3,930	26 ~ 30	9,180	61 ~ 70	3,930	26 ~ 30	9,170
71 ~ 80	3,440	31 ~ 35	7,870	71 ~ 80	3,440	31 ~ 35	7,860
81 ~ 90	3,060	36 ~ 40	6,880	81 ~ 90	3,060	36 ~ 40	6,880
91 ~ 100	2,750	41 ~ 45	6,120	91 ~ 100	2,750	41 ~ 45	6,110
101 ~ 110	2,500	46 ~ 50	5,500	101 ~ 110	2,500	46 ~ 50	5,500
111 ~ 120	2,290	51 ~ 55	5,000	111 ~ 120	2,290	51 ~ 55	5,000
121 ~ 130	2,110	56 ~ 60	4,590	121 ~ 130	2,110	56 ~ 60	4,580
131 ~ 140	1,960	61 ~ 65	4,230	131 ~ 140	1,960	61 ~ 65	4,230
141 ~ 150	1,830	66 ~ 70	3,930	141 ~ 150	1,830	66 ~ 70	3,930
151 ~ 160	1,720	71 ~ 75	3,670	151 ~ 160	1,720	71 ~ 75	3,670
161 ~ 170	1,620	76 ~ 80	3,440	161 ~ 170	1,620	76 ~ 80	3,440
171 ~ 180	1,530	81 ~ 85	3,240	171 ~ 180	1,530	81 ~ 85	3,240
181 ~ 190	1,450	86 ~ 90	3,060	181 ~ 190	1,440	86 ~ 90	3,060
191人以上	1,370	91 ~ 95	2,890	191人以上	1,370	91 ~ 95	2,890
		96人以上	2,750			96人以上	2,750
		カ 母子生活支援施設 (常勤の非常勤職員)				カ 母子生活支援施設 (常勤の非常勤職員)	
		定員	月額 円			定員	月額 円
		10世帯まで	27,540			10世帯まで	27,530
		世帯				世帯	
		11 ~ 20	13,770			11 ~ 20	13,760
		21 ~ 30	9,180			21 ~ 30	9,170
		31 ~ 40	6,880			31 ~ 40	6,880
		41 ~ 50	5,500			41 ~ 50	5,500
		51 ~ 60	4,590			51 ~ 60	4,580
		61 ~ 70	3,930			61 ~ 70	3,930
		71 ~ 80	3,440			71 ~ 80	3,440
		81 ~ 90	3,060			81 ~ 90	3,060
		91世帯以上	2,750			91世帯以上	2,750

改正後

現行

略

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
30人まで	6,120
31 ~ 40人	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91 ~ 100	1,830
101 ~ 110	1,670
111 ~ 120	1,530
121 ~ 130	1,410
131 ~ 140	1,310
141 ~ 150	1,220
151 ~ 160	1,140
161 ~ 170	1,080
171 ~ 180	1,020
181 ~ 190	960
191人以上	910

ク 乳児院
(非常勤職員)

定 員	月 額
10人まで	18,360
11 ~ 15	12,240
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	7,340
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	5,240
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,330
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,440
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96人以上	1,830

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
10世帯まで	18,360
世帯	
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91世帯以上	1,830

改正後							現行						
(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41～50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	51～60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	61～70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	71～80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	81～90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91～100	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
101～110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240	101～110	4,610	4,510	4,440	4,400	4,370	4,340
111～120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940	111～120	4,280	4,180	4,120	4,090	4,060	4,030
121～130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	121～130	3,950	3,860	3,800	3,780	3,750	3,720
131～140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330	131～140	3,620	3,540	3,490	3,460	3,430	3,410
141～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	141～150	3,290	3,220	3,170	3,150	3,120	3,100
151～160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	151～160	3,180	3,110	3,060	3,040	3,020	2,990
161～170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820	161～170	3,070	3,000	2,960	2,940	2,910	2,890
171～180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720	171～180	2,960	2,890	2,850	2,830	2,810	2,790
181～190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620	181～190	2,850	2,790	2,750	2,730	2,700	2,680
191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520	191人以上	2,740	2,680	2,640	2,620	2,600	2,580

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430	30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～40人	11,830	11,550	31～40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41～50	8,870	8,660	41～50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51～60	7,990	7,790	51～60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61～70	7,100	6,930	61～70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71～80	6,210	6,060	71～80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81～90	5,320	5,190	81～90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91～100	4,430	4,330	91～100	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330
101～110	4,140	4,040	101～110	4,300	4,270	4,240	4,200	4,140	4,040
111～120	3,840	3,750	111～120	4,000	3,970	3,930	3,900	3,840	3,750
121～130	3,550	3,460	121～130	3,690	3,660	3,630	3,600	3,550	3,460
131～140	3,250	3,170	131～140	3,380	3,350	3,330	3,300	3,250	3,170
141～150	2,960	2,880	141～150	3,070	3,050	3,030	3,000	2,950	2,880
151～160	2,860	2,790	151～160	2,970	2,950	2,920	2,900	2,860	2,790
161～170	2,760	2,690	161～170	2,870	2,850	2,820	2,800	2,760	2,690
171～180	2,660	2,590	171～180	2,770	2,740	2,720	2,700	2,660	2,590
181～190	2,560	2,500	181～190	2,660	2,640	2,620	2,600	2,560	2,500
191人以上	2,460	2,400	191人以上	2,560	2,540	2,520	2,500	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	10人まで	49,390	48,310	47,600	47,240	46,880	46,520
11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	11 ~ 15人	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	16 ~ 20人	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	21 ~ 25	19,750	19,320	19,040	18,890	18,750	18,610
26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	26 ~ 30	16,480	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640	31 ~ 35	14,810	14,490	14,280	14,170	14,060	13,950
36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	36 ~ 40	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600	41 ~ 45	11,520	11,270	11,100	11,020	10,940	10,850
46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	46 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630	51 ~ 55	9,380	9,180	9,040	8,970	8,900	8,840
56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	56 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720	61 ~ 65	8,390	8,210	8,090	8,030	7,970	7,900
66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	66 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 75	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	76 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910	81 ~ 85	6,420	6,280	6,180	6,140	6,090	6,040
86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	86 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000	91 ~ 95	5,430	5,310	5,230	5,190	5,150	5,110
96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	96人以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
地域区分							地域区分						
定員	3/100	その他					定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
	円	円						円	円	円	円	円	円
10人まで	44,390	43,310					10人まで	46,160	45,810	45,450	45,090	44,370	43,300
11 ~ 15人	29,590	28,870					11 ~ 15人	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
16 ~ 20人	22,190	21,650					16 ~ 20人	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 25	17,750	17,320					21 ~ 25	18,460	18,320	18,180	18,030	17,750	17,320
26 ~ 30	14,790	14,430					26 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 35	13,310	12,990					31 ~ 35	13,850	13,740	13,630	13,520	13,310	12,990
36 ~ 40	11,830	11,550					36 ~ 40	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 45	10,350	10,100					41 ~ 45	10,770	10,680	10,600	10,520	10,350	10,100
46 ~ 50	8,870	8,660					46 ~ 50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 55	8,430	8,230					51 ~ 55	8,770	8,700	8,630	8,560	8,430	8,220
56 ~ 60	7,990	7,790					56 ~ 60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 65	7,540	7,360					61 ~ 65	7,840	7,780	7,720	7,660	7,540	7,360
66 ~ 70	7,100	6,930					66 ~ 70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 75	6,650	6,490					71 ~ 75	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
76 ~ 80	6,210	6,060					76 ~ 80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 85	5,770	5,630					81 ~ 85	6,000	5,950	5,900	5,860	5,760	5,620
86 ~ 90	5,320	5,190					86 ~ 90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 95	4,880	4,760					91 ~ 95	5,070	5,030	5,000	4,960	4,880	4,760
96人以上	4,430	4,330					96人以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31 ~ 40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41人以上	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41人以上	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40人	11,830	11,550					31 ~ 40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41人以上	8,870	8,660					41人以上	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660

改正後							現行						
工 母子生活支援施設							工 母子生活支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	10世帯まで	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
世帯							世帯						
11 ~ 20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	11 ~ 20	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	21 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	31 ~ 40	12,340	12,070	11,900	11,810	11,720	11,630
41 ~ 50	11,190	10,950	10,710	10,550	10,390	10,230	41 ~ 50	11,110	10,870	10,710	10,630	10,540	10,460
51 ~ 60	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	51 ~ 60	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
61 ~ 70	8,700	8,520	8,330	8,200	8,080	7,950	61 ~ 70	8,640	8,450	8,330	8,260	8,200	8,140
71 ~ 80	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 80	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
81 ~ 90	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	81 ~ 90	6,170	6,040	5,950	5,900	5,860	5,810
91世帯以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91世帯以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,590	28,870					10世帯まで	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
世帯							世帯						
11 ~ 20	22,190	21,650					11 ~ 20	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 30	14,790	14,430					21 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40	11,090	10,830					31 ~ 40	11,540	11,450	11,360	11,270	11,090	10,820
41 ~ 50	9,980	9,740					41 ~ 50	10,380	10,300	10,220	10,140	9,980	9,740
51 ~ 60	8,870	8,660					51 ~ 60	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
61 ~ 70	7,760	7,580					61 ~ 70	8,080	8,010	7,950	7,890	7,760	7,570
71 ~ 80	6,650	6,490					71 ~ 80	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
81 ~ 90	5,540	5,410					81 ~ 90	5,770	5,720	5,680	5,630	5,540	5,410
91世帯以上	4,430	4,330					91世帯以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
(10) 基幹的職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(10) 基幹的職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	800	780	770	30人まで	840	820	810	800	790	790
31 ~ 40人	880	660	650	640	620	610	31 ~ 40人	670	660	650	640	640	630
41 ~ 50	510	500	480	480	470	460	41 ~ 50	500	490	480	480	480	470
51 ~ 60	460	450	430	430	420	410	51 ~ 60	450	440	430	430	430	420
61 ~ 70	410	400	390	380	370	370	61 ~ 70	400	390	390	380	380	380
71 ~ 80	360	350	340	330	330	320	71 ~ 80	350	340	340	330	330	330
81 ~ 90	300	300	290	280	280	270	81 ~ 90	300	290	290	290	280	280
91 ~ 100	250	250	240	240	230	230	91 ~ 100	250	240	240	240	240	230
101 ~ 110	240	230	220	220	220	210	101 ~ 110	230	230	220	220	220	220
111 ~ 120	220	210	210	200	200	200	111 ~ 120	220	210	210	210	200	200
121 ~ 130	200	200	190	190	180	180	121 ~ 130	200	190	190	190	190	190
131 ~ 140	180	180	170	170	170	160	131 ~ 140	180	180	170	170	170	170
141 ~ 150	170	160	160	160	150	150	141 ~ 150	170	160	160	160	160	150
151 ~ 160	160	160	150	150	150	140	151 ~ 160	160	160	150	150	150	150
161 ~ 170	160	150	150	140	140	140	161 ~ 170	150	150	150	150	140	140
171 ~ 180	150	150	140	140	140	130	171 ~ 180	150	140	140	140	140	140
181 ~ 190	140	140	140	130	130	130	181 ~ 190	140	140	140	140	130	130
191人以上	140	130	130	130	130	120	191人以上	140	130	130	130	130	130

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	750	720	30人まで	780	770	770	760	750	720
31 ~ 40人	600	580	31 ~ 40人	620	620	610	610	600	580
41 ~ 50	450	430	41 ~ 50	470	460	460	450	450	430
51 ~ 60	400	390	51 ~ 60	420	420	410	410	400	390
61 ~ 70	360	350	61 ~ 70	370	370	370	360	360	350
71 ~ 80	310	300	71 ~ 80	330	320	320	320	310	300
81 ~ 90	270	260	81 ~ 90	280	280	270	270	270	260
91 ~ 100	220	210	91 ~ 100	230	230	230	220	220	210
101 ~ 110	210	200	101 ~ 110	220	210	210	210	210	200
111 ~ 120	190	190	111 ~ 120	200	200	200	190	190	190
121 ~ 130	180	170	121 ~ 130	180	180	180	180	180	170
131 ~ 140	160	160	131 ~ 140	170	170	160	160	160	160
141 ~ 150	150	140	141 ~ 150	150	150	150	150	150	140
151 ~ 160	140	140	151 ~ 160	150	150	140	140	140	140
161 ~ 170	140	130	161 ~ 170	140	140	140	140	140	130
171 ~ 180	130	130	171 ~ 180	140	140	130	130	130	130
181 ~ 190	130	120	181 ~ 190	130	130	130	130	130	120
191人以上	120	120	191人以上	130	130	120	120	120	120

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
定員							定員						
10人まで	2,580	2,500	2,440	2,390	2,350	2,310	10人まで	2,540	2,480	2,440	2,410	2,390	2,370
11 ~ 15人	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540	11 ~ 15人	1,690	1,650	1,620	1,610	1,590	1,580
16 ~ 20人	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150	16 ~ 20人	1,270	1,240	1,220	1,200	1,190	1,180
21 ~ 25	1,020	1,000	970	950	940	920	21 ~ 25	1,010	990	970	960	950	950
26 ~ 30	850	830	810	800	780	770	26 ~ 30	840	820	810	800	790	790
31 ~ 35	770	750	730	720	700	690	31 ~ 35	760	740	730	720	710	710
36 ~ 40	680	660	650	640	620	610	36 ~ 40	670	660	650	640	640	630
41 ~ 45	600	580	570	560	550	540	41 ~ 45	590	580	560	560	560	550
46 ~ 50	510	500	480	480	470	460	46 ~ 50	500	490	480	480	480	470
51 ~ 55	480	470	460	450	440	440	51 ~ 55	480	470	460	460	450	450
56 ~ 60	460	450	430	430	420	410	56 ~ 60	450	440	430	430	430	420
61 ~ 65	430	420	410	400	400	390	61 ~ 65	430	420	410	410	400	400
66 ~ 70	410	400	390	380	370	370	66 ~ 70	400	390	390	380	380	380
71 ~ 75	380	370	360	360	350	340	71 ~ 75	380	370	360	360	360	350
76 ~ 80	360	350	340	330	330	320	76 ~ 80	350	340	340	330	330	330
81 ~ 85	330	320	310	310	300	300	81 ~ 85	330	320	310	310	310	300
86 ~ 90	300	300	290	280	280	270	86 ~ 90	300	290	290	290	280	280
91 ~ 95	280	270	260	260	260	250	91 ~ 95	280	270	260	260	260	260
96人以上	250	250	240	240	230	230	96人以上	250	240	240	240	240	230

地域区分	3/100	その他
	円	円
定員		
10人まで	2,250	2,180
11 ~ 15人	1,500	1,450
16 ~ 20人	1,120	1,090
21 ~ 25	900	870
26 ~ 30	750	720
31 ~ 35	670	650
36 ~ 40	600	580
41 ~ 45	520	510
46 ~ 50	450	430
51 ~ 55	420	410
56 ~ 60	400	390
61 ~ 65	380	370
66 ~ 70	360	350
71 ~ 75	330	320
76 ~ 80	310	300
81 ~ 85	290	280
86 ~ 90	270	260
91 ~ 95	240	240
96人以上	220	210

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円
定員						
10人まで	2,350	2,330	2,310	2,290	2,240	2,180
11 ~ 15人	1,570	1,550	1,540	1,520	1,490	1,450
16 ~ 20人	1,170	1,160	1,150	1,140	1,120	1,090
21 ~ 25	940	930	920	910	900	870
26 ~ 30	780	770	770	760	750	720
31 ~ 35	700	700	690	680	670	650
36 ~ 40	620	620	610	610	600	580
41 ~ 45	550	540	540	530	520	510
46 ~ 50	470	460	460	450	450	430
51 ~ 55	440	440	440	430	420	410
56 ~ 60	420	420	410	410	400	390
61 ~ 65	400	390	390	380	380	370
66 ~ 70	370	370	370	360	360	350
71 ~ 75	350	350	340	340	330	320
76 ~ 80	330	320	320	320	310	300
81 ~ 85	300	300	300	290	290	280
86 ~ 90	280	280	270	270	270	260
91 ~ 95	260	250	250	250	240	240
96人以上	230	230	230	220	220	210

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	800	780	770	30人まで	840	820	810	800	790	790
31 ~ 40人	680	660	650	640	620	610	31 ~ 40人	670	660	650	640	640	630
41人以上	510	500	480	480	470	460	41人以上	500	490	480	480	480	470
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	750	720					30人まで	780	770	770	760	750	720
31 ~ 40人	600	580					31 ~ 40人	620	620	610	610	600	580
41人以上	450	430					41人以上	470	460	460	450	450	430

改正後							現行						
エ 母子生活支援施設							エ 母子生活支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540	10世帯まで	1,690	1,650	1,620	1,610	1,590	1,580
世帯							世帯						
11 ~ 20	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150	11 ~ 20	1,270	1,240	1,220	1,200	1,190	1,180
21 ~ 30	850	830	810	800	780	770	21 ~ 30	840	820	810	800	790	790
31 ~ 40	640	620	610	600	580	570	31 ~ 40	630	620	610	600	590	590
41 ~ 50	570	560	540	540	530	520	41 ~ 50	570	550	540	540	530	530
51 ~ 60	510	500	480	480	470	460	51 ~ 60	510	490	480	480	470	470
61 ~ 70	450	430	420	420	410	400	61 ~ 70	440	430	420	420	420	410
71 ~ 80	380	370	360	360	350	340	71 ~ 80	380	370	360	360	360	350
81 ~ 90	320	310	300	300	290	280	81 ~ 90	310	310	300	300	300	290
91世帯以上	250	250	240	240	230	230	91世帯以上	250	240	240	240	240	230
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,500	1,450					10世帯まで	1,570	1,550	1,540	1,520	1,490	1,450
世帯							世帯						
11 ~ 20	1,120	1,090					11 ~ 20	1,170	1,160	1,150	1,140	1,120	1,090
21 ~ 30	750	720					21 ~ 30	780	770	770	760	750	720
31 ~ 40	560	540					31 ~ 40	580	580	570	570	560	540
41 ~ 50	500	490					41 ~ 50	530	520	520	510	500	490
51 ~ 60	450	430					51 ~ 60	470	460	460	450	450	430
61 ~ 70	390	380					61 ~ 70	410	400	400	400	390	380
71 ~ 80	330	320					71 ~ 80	350	350	340	340	330	320
81 ~ 90	280	270					81 ~ 90	290	290	280	280	280	270
91世帯以上	220	210					91世帯以上	230	230	230	220	220	210

改正後							現行						
(11)看護師加算分保護単価							(11)看護師加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,740	14,380	14,020	13,780	13,540	13,300	30人まで	14,610	14,260	14,020	13,900	13,780	13,660
31 ~ 40人	11,790	11,500	11,220	11,020	10,830	10,640	31 ~ 40人	11,690	11,400	11,210	11,120	11,020	10,930
41 ~ 50	8,840	8,630	8,410	8,270	8,120	7,980	41 ~ 50	8,770	8,550	8,410	8,340	8,260	8,190
51 ~ 60	7,960	7,760	7,570	7,440	7,310	7,180	51 ~ 60	7,890	7,700	7,570	7,500	7,440	7,370
61 ~ 70	7,070	6,900	6,730	6,610	6,500	6,380	61 ~ 70	7,010	6,840	6,730	6,670	6,610	6,550
71 ~ 80	6,190	6,040	5,890	5,790	5,690	5,580	71 ~ 80	6,140	5,980	5,880	5,830	5,780	5,730
81 ~ 90	5,300	5,170	5,050	4,960	4,870	4,790	81 ~ 90	5,260	5,130	5,040	5,000	4,960	4,910
91 ~ 100	4,420	4,310	4,200	4,130	4,060	3,990	91 ~ 100	4,380	4,270	4,200	4,170	4,130	4,090
101 ~ 110	4,120	4,020	3,920	3,860	3,790	3,720	101 ~ 110	4,090	3,990	3,920	3,890	3,850	3,820
111 ~ 120	3,830	3,740	3,640	3,580	3,520	3,460	111 ~ 120	3,800	3,700	3,640	3,610	3,580	3,550
121 ~ 130	3,530	3,450	3,360	3,300	3,250	3,190	121 ~ 130	3,500	3,420	3,360	3,330	3,300	3,270
131 ~ 140	3,240	3,160	3,080	3,030	2,980	2,920	131 ~ 140	3,210	3,130	3,080	3,050	3,030	3,000
141 ~ 150	2,940	2,870	2,800	2,750	2,700	2,660	141 ~ 150	2,920	2,850	2,800	2,780	2,750	2,730
151 ~ 160	2,850	2,780	2,710	2,660	2,610	2,570	151 ~ 160	2,820	2,750	2,710	2,680	2,660	2,640
161 ~ 170	2,750	2,680	2,610	2,570	2,520	2,480	161 ~ 170	2,720	2,660	2,610	2,590	2,570	2,550
171 ~ 180	2,650	2,580	2,520	2,480	2,430	2,390	171 ~ 180	2,630	2,560	2,520	2,500	2,480	2,450
181 ~ 190	2,550	2,490	2,430	2,390	2,340	2,300	181 ~ 190	2,530	2,470	2,430	2,400	2,380	2,360
191人以上	2,450	2,390	2,330	2,290	2,250	2,210	191人以上	2,430	2,370	2,330	2,310	2,290	2,270

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	12,940	12,580	30人まで	13,540	13,420	13,300	13,180	12,940	12,580
31 ~ 40人	10,350	10,070	31 ~ 40人	10,830	10,730	10,640	10,540	10,350	10,060
41 ~ 50	7,760	7,550	41 ~ 50	8,120	8,050	7,980	7,910	7,760	7,550
51 ~ 60	6,990	6,790	51 ~ 60	7,310	7,240	7,180	7,110	6,980	6,790
61 ~ 70	6,210	6,040	61 ~ 70	6,500	6,440	6,380	6,320	6,210	6,040
71 ~ 80	5,430	5,280	71 ~ 80	5,680	5,630	5,580	5,530	5,430	5,280
81 ~ 90	4,660	4,530	81 ~ 90	4,870	4,830	4,780	4,740	4,660	4,530
91 ~ 100	3,880	3,770	91 ~ 100	4,060	4,020	3,990	3,950	3,880	3,770
101 ~ 110	3,620	3,520	101 ~ 110	3,790	3,750	3,720	3,690	3,620	3,520
111 ~ 120	3,360	3,270	111 ~ 120	3,520	3,490	3,450	3,420	3,360	3,270
121 ~ 130	3,100	3,020	121 ~ 130	3,250	3,220	3,190	3,160	3,100	3,020
131 ~ 140	2,840	2,770	131 ~ 140	2,970	2,950	2,920	2,900	2,840	2,760
141 ~ 150	2,590	2,510	141 ~ 150	2,700	2,680	2,660	2,630	2,580	2,510
151 ~ 160	2,500	2,430	151 ~ 160	2,610	2,590	2,570	2,540	2,500	2,430
161 ~ 170	2,410	2,350	161 ~ 170	2,520	2,500	2,480	2,460	2,410	2,340
171 ~ 180	2,330	2,260	171 ~ 180	2,430	2,410	2,390	2,370	2,330	2,260
181 ~ 190	2,240	2,180	181 ~ 190	2,340	2,320	2,300	2,280	2,240	2,180
191人以上	2,150	2,090	191人以上	2,250	2,230	2,210	2,190	2,150	2,090

改正後	現行																																																	
略	<p>(12) 寒冷地手当</p> <p>○寒冷地に所在する施設</p> <p>定員1人(母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人)当たりの月額</p> <table border="1" data-bbox="1238 395 1861 719"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>1,460</td> <td>1,300</td> <td>1,280</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>2,250</td> <td>2,020</td> <td>1,990</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>1,720</td> <td>1,540</td> <td>1,520</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>4,740</td> <td>4,250</td> <td>4,180</td> <td>3,320</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>2,690</td> <td>2,410</td> <td>2,370</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>1,010</td> <td>900</td> <td>890</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>2,020</td> <td>1,810</td> <td>1,780</td> <td>1,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。</p>					区分	1級	2級	3級	4級		円	円	円	円	児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020	児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570	母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200	乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320	情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880	ファミリーホーム	1,010	900	890	700	自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410
区分	1級	2級	3級	4級																																														
	円	円	円	円																																														
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020																																														
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570																																														
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200																																														
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320																																														
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880																																														
ファミリーホーム	1,010	900	890	700																																														
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410																																														

改正後							現行							
(13) 児童養護施設の乳児加算分保護単価							(13) 児童養護施設の乳児加算分保護単価							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
定員							定員							
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
1人につき	215,890	211,200	206,520	203,400	200,270	197,150	1人につき	214,260	209,580	206,450	204,890	203,330	201,770	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員								定員						
	円	円							円	円	円	円	円	
1人につき	192,460	187,780						1人につき	200,210	198,650	197,080	195,520	192,400	187,720
(14) 児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価							(14) 児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
定員							定員							
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
1人につき	154,500	151,200	147,900	145,700	143,500	141,300	1人につき	153,350	150,050	147,860	146,760	145,660	144,560	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員								定員						
	円	円							円	円	円	円	円	
1人につき	138,000	134,710						1人につき	143,460	142,360	141,260	140,160	137,960	134,670

改正後							現行							
(15)児童養護施設の年少児加算分保護単価							(15)児童養護施設の年少児加算分保護単価							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
定員							定員							
1人につき	円 38,620	円 37,800	円 36,970	円 36,420	円 35,870	円 35,320	1人につき	円 38,330	円 37,510	円 36,960	円 36,690	円 36,410	円 36,140	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員								定員						
1人につき	円 34,500	円 33,670						1人につき	円 35,860	円 35,590	円 35,310	円 35,040	円 34,490	円 33,660
(16) 略			(17) 略				(16)ボイラー技士雇上費			(17)児童養護施設の特別指導費				
加算分保護単価							加算分保護単価							
定員	月額						定員	月額						
	円							円						
30人まで	6,700						30人まで	5,180						
31 ~ 40人	5,360						31 ~ 40人	3,880						
41 ~ 50	4,020						41 ~ 50	3,110						
51 ~ 60	3,610						51 ~ 60	2,590						
61 ~ 70	3,210						61 ~ 70	2,220						
71 ~ 80	2,810						71 ~ 80	1,940						
81 ~ 90	2,410						81 ~ 90	1,720						
91 ~ 100	2,010						91 ~ 100	1,550						
101 ~ 110	1,870						101 ~ 110	1,410						
111 ~ 120	1,740						111 ~ 120	1,290						
121 ~ 130	1,600						121 ~ 130	1,190						
131 ~ 140	1,470						131 ~ 140	1,110						
141 ~ 150	1,340						141 ~ 150	1,030						
151 ~ 160	1,290						151 ~ 160	970						
161 ~ 170	1,250						161 ~ 170	910						
171 ~ 180	1,200						171 ~ 180	860						
181 ~ 190	1,160						181 ~ 190	810						
191人以上	1,110						191人以上	770						

改正後

略

現行

(18) 学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(19) 乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

改正後

(20)母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	
31 ~ 40	6,880
41 ~ 50	5,500
51 ~ 60	<u>4,590</u>
61 ~ 70	3,930
71 ~ 80	3,440
81 ~ 90	3,060
91世帯以上	2,750

現行

(20)母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	
31 ~ 40	6,880
41 ~ 50	5,500
51 ~ 60	<u>4,580</u>
61 ~ 70	3,930
71 ~ 80	3,440
81 ~ 90	3,060
91世帯以上	2,750

改正後	現行	
略	(21) 母子生活支援施設の夜間警備 体制強化加算分保護単価	
	定 員	月 額
	円	
	10世帯まで	16,180
	世帯	
	11 ~ 20	8,090
	21 ~ 30	5,390
	31 ~ 40	4,040
	41 ~ 50	3,230
	51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310	
71 ~ 80	2,020	
81 ~ 90	1,790	
91世帯以上	1,610	
	(22) 母子生活支援施設の特別生活 指導費加算分保護単価	
定 員	月 額	
円		
10世帯まで	15,550	
世帯		
11 ~ 20	7,770	
21 ~ 30	5,180	
31 ~ 40	3,880	
41 ~ 50	3,110	
51 ~ 60	2,590	
61 ~ 70	2,220	
71 ~ 80	1,940	
81 ~ 90	1,720	
91世帯以上	1,550	

改正後

(23) 母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,990	29,360	28,720	28,290	27,870	27,440
世帯						
11 ~ 20	22,490	22,020	21,540	21,220	20,900	20,580
21 ~ 30	14,990	14,680	14,360	14,140	13,930	13,720
31 ~ 40	13,490	13,210	12,920	12,730	12,540	12,350
41 ~ 50	11,990	11,740	11,480	11,310	11,140	10,970
51 ~ 60	10,490	10,270	10,050	9,900	9,750	9,600
61 ~ 70	8,990	8,800	8,610	8,490	8,360	8,230
71 ~ 80	7,490	7,340	7,180	7,070	6,960	6,860
81 ~ 90	6,000	5,870	5,740	5,660	5,570	5,480
91世帯以上	4,500	4,400	4,300	4,240	4,180	4,110

地域区分	3/100	その他
定員		
	円	円
10世帯まで	26,810	26,170
世帯		
11 ~ 20	20,100	19,630
21 ~ 30	13,400	13,080
31 ~ 40	12,060	11,770
41 ~ 50	10,720	10,470
51 ~ 60	9,380	9,160
61 ~ 70	8,040	7,850
71 ~ 80	6,700	6,540
81 ~ 90	5,360	5,230
91世帯以上	4,020	3,920

現行

(23) 母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,770	29,130	28,710	28,500	28,280	28,070
世帯						
11 ~ 20	22,330	21,850	21,530	21,370	21,210	21,050
21 ~ 30	14,880	14,560	14,350	14,250	14,140	14,030
31 ~ 40	13,390	13,110	12,920	12,820	12,730	12,630
41 ~ 50	11,910	11,650	11,480	11,400	11,310	11,230
51 ~ 60	10,420	10,190	10,050	9,970	9,900	9,820
61 ~ 70	8,930	8,740	8,610	8,550	8,480	8,420
71 ~ 80	7,440	7,280	7,170	7,120	7,070	7,010
81 ~ 90	5,950	5,820	5,740	5,700	5,650	5,610
91世帯以上	4,460	4,370	4,300	4,270	4,240	4,210

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	27,860	27,650	27,440	27,220	26,800	26,160
世帯						
11 ~ 20	20,890	20,730	20,580	20,420	20,100	19,620
21 ~ 30	13,930	13,820	13,720	13,610	13,400	13,080
31 ~ 40	12,530	12,440	12,340	12,250	12,060	11,770
41 ~ 50	11,140	11,060	10,970	10,890	10,720	10,460
51 ~ 60	9,750	9,670	9,600	9,530	9,380	9,150
61 ~ 70	8,350	8,290	8,230	8,160	8,040	7,850
71 ~ 80	6,960	6,910	6,860	6,800	6,700	6,540
81 ~ 90	5,570	5,530	5,480	5,440	5,360	5,230
91世帯以上	4,180	4,140	4,110	4,080	4,020	3,920

改正後

現行

(24) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,360

(25) 一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	5,329,840

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,084,100

(24) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,350

(25) 一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	5,322,230

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,075,830

(26) 略

(27) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,670

(26) 事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
	円
1人当たり	180

(27) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,650

(28) 降灰除去費

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1施設当たり	139,330

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

(28) 降灰除去費

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1施設当たり	138,700

改正後

現行

略

算 定 額

○寒冷地に所在する施設

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円
2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円
3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円
4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備 考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

一時保護所寒冷地手当

改正後

現行

略

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。

(2) 児童自立支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童自立支援専門員 児 童 生 活 支 援 員	通じて定員5人につき1人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

改正後

現行

略

(3) 乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。
看 護 師	2歳未満児（定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの） 通じて1.7人につき1人。
保 育 士	2歳児の現員通じて2人につき1人。
児 童 指 導 員	3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
栄 養 士	1人。
事 務 員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
看 護 師	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又 保 育 士 は児童指導員とする。
児 童 指 導 員	なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。
嘱 託 医	1人。
調 理 員 等	1人。

改正後

現行

略

(5) 母子生活支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
保 育 士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼 事 務 員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
調 理 員 等	1人。
嘱 託 医	1人。

(6) 情緒障害児短期治療施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。
セラピスト	定員10人につき1人。
看 護 師	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保 育 士	
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。

改正後

現行

略

(7) 自立援助ホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補 助 者	1人。

(8) ファミリーホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	1人。
補 助 者	2人。

改正後

(参考)

保護単価 (入所児童等1人当たり) 表

(平成22年4月1日)

経費の項目	一般生活費以外の事業費													
	一般生活費													
	月額	月額	月額	月額	月額	年額	月額	年額	月額	1件当り	年額	月額	1件当り	
児童養護施設	(一般分) 47,430円 (乳児分) 54,730円	26,100円	幼稚園 幼稚園に必要 な入学金 保育料 給食料 制服等 の費 ただし、 私園奨励 費補助額 を控除した 額	(一般分) 小学校 において 徴収され る費 中学校 特別支援学 校の高等部 4,180円 (加算分) 1 教材代 の費 2 通学のため の交通費 の費 3 助活動に 必要な運 送費等の 費 4 学習等に 必要な採 買費等 の費 5 児童自立 支援施設 の教材費 特別支援 学校の高等 部入学に 要する 費用	その学校 において 徴収され る費	小学校第 5学年 学費 20,600円 中学校第 3学年 55,900円 高等学校 第3学年 (特別支 援学校高等 部を含む。) 108,200円	小学校第 1学年入 学費 39,500円 (公立) 22,270円 (私立) 中学校第 1学年通 学費 58,500円 46,100円	高等学校 在学児童 (公立) 22,270円 (私立) 32,970円 (入学時) 58,500円	3,000円	5,070円	通所のため の交通費 費 4,800円	27,000円 さらに住 居費及び 生活費等 を加算 137,510円	153,900円 ただし、 火葬料、 自動車料 等について 一定額を 加算	児童用球 履費 旧5級地 6,820円 旧4級地 5,220円 旧3級地 3,380円 旧2級地 2,520円 その他の 地域 1,260円 (通所部 については 母子生活 支援施設 の基準と する。)
児童自立支援施設(通所部を含む)	(入所児分) 47,430円 (通所児分) 14,600円	26,100円												
児童自立支援施設(通所部を含む)	(一般分) 47,680円 (乳児分) 54,980円													
ファミリーホーム	(一般分) 47,430円 (乳児分) 54,730円	26,100円												
情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)	(入所児分) 47,680円 (通所児分) 14,600円													
乳児院	(3歳未満児分) 54,730円 (3歳以上児分) 47,430円													
母子生活支援施設	入所者(11歳以下) 3,550円 12歳以上児 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円													
自立援助ホーム	10,340円													

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)児童については委託手当として月額72,000円(専門児童は月額123,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム等しくは児童(専門児童を含む。)に対して新規に委託したときは委託児童1人につき委託開始月に42,600円が加算され、(4)風類(専門児童を含む。)が一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,500円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が退去したときは運送料も支弁され、(6)助産院に入院する場合は、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩助産料(分娩児1人につき148,310円)、胎盤処置料、新生児介護料及び保険料が支弁される。

現行

(参考)

保護単価 (入所児童等1人当たり) 表

(平成21年4月1日)

経費の項目	一般生活費以外の事業費													
	一般生活費													
	月額	月額	月額	月額	月額	年額	月額	年額	月額	1件当り	年額	月額	1件当り	
児童養護施設	(一般分) 47,430円 (乳児分) 54,730円	26,100円	幼稚園 幼稚園に必要 な入学金 保育料 給食料 制服等 の費 ただし、 私園奨励 費補助額 を控除した 額	(一般分) 小学校 において 徴収され る費 中学校 特別支援学 校の高等部 4,180円 (加算分) 1 教材代 の費 2 通学のため の交通費 の費 3 助活動に 必要な運 送費等の 費 4 学習等に 必要な採 買費等 の費 5 児童自立 支援施設 の教材費 特別支援 学校の高等 部入学に 要する 費用	その学校 において 徴収され る費	小学校第 5学年 学費 20,600円 中学校第 3学年 55,900円 高等学校 第3学年 (特別支 援学校高等 部を含む。) 108,200円	小学校第 1学年入 学費 39,500円 (公立) 22,270円 (私立) 中学校第 1学年通 学費 58,500円 46,100円	高等学校 在学児童 (公立) 22,270円 (私立) 32,970円 (入学時) 58,500円	3,000円	5,070円	通所のため の交通費 費 4,800円	27,000円 さらに住 居費及び 生活費等 を加算 137,510円	153,900円 ただし、 火葬料、 自動車料 等について 一定額を 加算	児童用球 履費 旧5級地 6,820円 旧4級地 5,220円 旧3級地 3,380円 旧2級地 2,520円 その他の 地域 1,260円 (通所部 については 母子生活 支援施設 の基準と する。)
児童自立支援施設(通所部を含む)	(入所児分) 47,430円 (通所児分) 14,600円	26,100円												
児童自立支援施設(通所部を含む)	(一般分) 47,680円 (乳児分) 54,980円													
ファミリーホーム	(一般分) 47,430円 (乳児分) 54,730円	26,100円												
情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)	(入所児分) 47,680円 (通所児分) 14,600円													
乳児院	(3歳未満児分) 54,730円 (3歳以上児分) 47,430円													
母子生活支援施設	入所者(11歳以下) 3,550円 12歳以上児 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円													
自立援助ホーム	10,340円													

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)児童については委託手当として月額72,000円(専門児童は月額123,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム等しくは児童(専門児童を含む。)に対して新規に委託したときは委託児童1人につき委託開始月に42,600円が加算され、(4)風類(専門児童を含む。)が一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,500円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が退去したときは運送料も支弁され、(6)助産院に入院する場合は、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩助産料(分娩児1人につき148,310円)、胎盤処置料、新生児介護料及び保険料が支弁される。

(案)

雇 児 発 第 号
 平 成 2 2 年 月 日

都 道 府 県 知 事
 各 指 定 都 市 の 市 長 殿
 児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
地域小規模 児童養護施設	円 220,290	円 216,690	円 214,290	円 213,090	円 211,900	円 210,700

地域区分 区 分	3/100	その他
地域小規模 児童養護施設	円 209,500	円 208,300

(うち管理費 41,380円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分及び特別生活指導費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇 児 発 第 号
 平 成 2 2 年 月 日

都道府県知事
 各 指定都市の市長 殿
 中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
 に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	円 139,140	円 136,860	円 134,580	円 133,070	円 131,550	円 130,030

地域区分 区 分	3/100	その他
小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	円 127,750	円 125,480

(うち管理費 34,822円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月 20 日</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月 20 日</p>
<p>[一部改正]昭和63年 4 月 7 日 児企第321号 平成元年 5 月 29 日 児発第390号の 3 平成 2 年 6 月 7 日 児発第475号の 5 平成 4 年 4 月 10 日 児発第382号の 7 平成 5 年 4 月 9 日 児発第331号の 7 平成 6 年 6 月 29 日 児発第639号の 4 平成 7 年 4 月 3 日 児発第371号の 7 平成 8 年 6 月 24 日 児発第618号の 7 平成 9 年 5 月 28 日 児発第375号 平成10年 6 月 12 日 児発第457号 平成11年 4 月 1 日 児発第321号 平成11年 4 月 30 日 児発第418号 平成12年 5 月 19 日 児発第520号の 2 平成13年 8 月 2 日 雇児発第507号の 2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年 5 月 23 日 雇児発第0523004号の 2 平成16年 7 月 16 日 雇児発第0716004号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の 2 平成18年 6 月 27 日 雇児発第0627009号 平成19年 7 月 25 日 雇児発第0725001号の 6 平成20年 6 月 12 日 雇児発第0612014号の 5 平成21年 6 月 29 日 雇児発第0629001号の 5 平成22年 月 日 雇児発 第 号</p>	<p>[一部改正]昭和63年 4 月 7 日 児企第321号 平成元年 5 月 29 日 児発第390号の 3 平成 2 年 6 月 7 日 児発第475号の 5 平成 4 年 4 月 10 日 児発第382号の 7 平成 5 年 4 月 9 日 児発第331号の 7 平成 6 年 6 月 29 日 児発第639号の 4 平成 7 年 4 月 3 日 児発第371号の 7 平成 8 年 6 月 24 日 児発第618号の 7 平成 9 年 5 月 28 日 児発第375号 平成10年 6 月 12 日 児発第457号 平成11年 4 月 1 日 児発第321号 平成11年 4 月 30 日 児発第418号 平成12年 5 月 19 日 児発第520号の 2 平成13年 8 月 2 日 雇児発第507号の 2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年 5 月 23 日 雇児発第0523004号の 2 平成16年 7 月 16 日 雇児発第0716004号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の 2 平成18年 6 月 27 日 雇児発第0627009号 平成19年 7 月 25 日 雇児発第0725001号の 6 平成20年 6 月 12 日 雇児発第0612014号の 5 平成21年 6 月 29 日 雇児発第0629001号の 5</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について</p>

改正後

現 行

<p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 一般事業 1 (略)</p>	<p>標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p>おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費については、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>別紙</p> <p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) 種類 ① 社会復帰等自立促進事業 ア. 施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業 イ. 心身機能低下防止事業 ウ. 処遇困難事例研究事業 ② 専門機能強化事業 ア. 養育機能等強化事業 イ. 広域入所促進事業 ③ 総合防災対策強化事業 (2) 内容 別表のとおり</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後

現 行

2 (略)

3 (略)

- 2 事業の選択
 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。
- 3 加算の方法等
 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。
 なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること
 また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限り、かつ、
 おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。
 (1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。
 (2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額75万円以内(ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。)、保育所にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。
 なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合においては、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。
 ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。

改正後	現 行
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業 (以下「分園事業」という。) (1) (略)</p>	<p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。 ただし、助産施設(第二種助産施設に限る。)に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p>認定額＝施設機能強化推進費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入)×その施設の5月初日の定員等 (保育所の場合は、5月初日の入所人員)</p> <p style="text-align: center;"> $\left[\begin{array}{l} \text{施設機能強化推進費加算分保護単価(")} = \\ \text{施設機能強化推進費} \div \text{その施設の5月初日の定員等} \\ \text{(")} \end{array} \right]$ </p> <p>4 支出対象経費 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金(総合防災対策強化事業に限る。)・委託費(総合防災対策強化事業に限る。)</p> <p>5 対象除外 デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。) (1) 事業の内容等 ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p>

改正後

現 行

- イ 対象施設等
分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。
都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。
- (7) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
 - (イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと）
 - (ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。
 - (エ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。
 - (オ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。
- ウ 対象児童の居住場所
指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。
- エ 訓練期間・対象人員
訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。
- オ 事業の実施及び訓練の内容
分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。
また、夜間において児童だけの生活とにならないよう職員の配置を考慮すること。
- ・自活のための生活指導
 - ・職業適性を高める指導
 - ・社会参加のための準備指導
 - ・学習指導
 - ・余暇の活用指導

改正後

(2) 加算の方法等 (略)

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,692,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ (略)

2 (略)

現 行

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

$$\begin{aligned} \text{加算額} &= \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ &\quad (10円未満については四捨五入) \\ &\quad \times \text{その施設の5月初日の定員} \\ &= \left[\begin{aligned} &\text{分園型事業費加算分保護単価} \\ &\quad (10円未満については四捨五入) \\ &= 1 \text{施設当たり年額} \\ &\quad \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{aligned} \right] \end{aligned}$$

2 家族療法事業

(1) 事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

イ 対象児童及び家族

この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。

(ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。

(イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。

改正後	現 行
	<p>ウ 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。</p> <p>エ 設備 必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。</p> <p>オ 事業の実施及び内容 対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画を立て面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p>

改正後

現 行

4 (略)

第4 報告等
(略)

別表 (略)

別紙様式1～5 (略)

別添1～4 (略)

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、対象児童一人当たり年額99,000円を限度とする。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

加算額=99,000円×その施設の年間対象者数

ウ 加算額が年間を通して99,000円に満たない場合は、その満たない額とする。

4 支出対象経費

・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

第4 報告等

1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について」により行う(ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。

3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

別表 (略)

別紙様式1～5 (略)

別添1～4 (略)

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年第令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期収容施設を含む。）の運営事業</p>

新

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

5 略

旧

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
 - ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
 - イ 婦人保護事業費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更(交付決定におけるそれぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を

新

旧

(申請手続)

6 略

(変更申請手続)

7 略

(交付決定までの標準的処理期間)

8 略

(補助金等の概算払)

9 略

(実績報告)

10 略

(補助金等の返還)

11 略

整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の8月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金等の概算払)

9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

新

(その他)

12 略

旧

(その他)

12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

旧

別紙

婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人保護事業費負担金	事務費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。</p> <p>ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役員費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	5/10

略

新

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

表 1 施設事務費基準限度額

表 1 施設事務費基準限度額

(単位:円)

(単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	219,300	214,700	210,200	207,100	204,100	201,000
21 ~ 30	146,500	143,400	140,400	138,300	136,300	134,300
31 ~ 40	110,100	107,800	105,500	104,000	102,400	100,900
41 ~ 50	88,200	86,400	84,500	83,300	82,100	80,900
51 ~ 60	81,800	80,100	78,400	77,300	76,100	75,000
61 ~ 70	70,300	68,800	67,300	66,300	65,400	64,400
71 ~ 80	61,600	60,300	59,000	58,100	57,300	56,400
81 ~ 90	54,800	53,700	52,500	51,800	51,000	50,200
91 ~ 100	49,400	48,400	47,400	46,700	46,000	45,300

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	217,800	213,200	210,100	208,600	207,100	205,600
21 ~ 30	145,500	142,400	140,400	139,300	138,300	137,300
31 ~ 40	109,300	107,000	105,500	104,700	103,900	103,200
41 ~ 50	87,600	85,800	84,500	83,900	83,300	82,700
51 ~ 60	81,300	79,500	78,400	77,800	77,300	76,700
61 ~ 70	69,800	68,300	67,300	66,800	66,300	65,800
71 ~ 80	61,100	59,900	59,000	58,600	58,100	57,700
81 ~ 90	54,400	53,300	52,500	52,100	51,800	51,400
91 ~ 100	49,100	48,000	47,400	47,000	46,700	46,300

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	196,400	191,800
21 ~ 30	131,200	128,200
31 ~ 40	98,600	96,300
41 ~ 50	79,000	77,200
51 ~ 60	73,200	71,500
61 ~ 70	62,900	61,400
71 ~ 80	55,100	53,800
81 ~ 90	49,100	48,000
91 ~ 100	44,300	43,200

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	204,000	202,500	201,000	199,500	196,400	191,800
21 ~ 30	136,300	135,300	134,300	133,200	131,200	128,100
31 ~ 40	102,400	101,700	100,900	100,100	98,600	96,300
41 ~ 50	82,100	81,500	80,900	80,300	79,000	77,200
51 ~ 60	76,100	75,500	75,000	74,400	73,200	71,500
61 ~ 70	65,300	64,900	64,400	63,900	62,900	61,400
71 ~ 80	57,300	56,800	56,400	56,000	55,100	53,800
81 ~ 90	51,000	50,600	50,200	49,900	49,100	47,900
91 ~ 100	46,000	45,600	45,300	45,000	44,300	43,200

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

(単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	25,400	24,800	24,200	23,800	23,400	23,100
21 ~ 30	16,900	16,500	16,100	15,900	15,600	15,400
31 ~ 40	12,700	12,400	12,100	11,900	11,700	11,500
41 ~ 50	10,100	9,900	9,700	9,500	9,400	9,200
51 ~ 60	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700
61 ~ 70	7,200	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100
91 ~ 100	5,100	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	25,200	24,600	24,200	24,000	23,800	23,600
21 ~ 30	16,800	16,400	16,100	16,000	15,900	15,700
31 ~ 40	12,600	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800
41 ~ 50	10,100	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,000	7,900	7,900
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700
71 ~ 80	6,300	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,500	21,900
21 ~ 30	15,000	14,600
31 ~ 40	11,200	10,900
41 ~ 50	9,000	8,800
51 ~ 60	7,500	7,300
61 ~ 70	6,400	6,300
71 ~ 80	5,600	5,500
81 ~ 90	5,000	4,900
91 ~ 100	4,500	4,400

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,400	23,200	23,000	22,900	22,500	21,900
21 ~ 30	15,600	15,500	15,400	15,200	15,000	14,600
31 ~ 40	11,700	11,600	11,500	11,400	11,200	10,900
41 ~ 50	9,400	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,600	4,600	4,500	4,400

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が<u>一級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が<u>二級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が<u>三級地</u>とされている地域及び<u>東久留米市</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>四級地</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 「8/100」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>五級地</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p>					<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49<u>附則別表</u>（以下「<u>附則別表</u>」という。）第2の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域及び<u>綾瀬市、座間市</u>とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、<u>人事院規則附則別表第2</u>の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び<u>大東市</u>とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(削除)</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p> <p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	5 負担(補助)率
------	------	-------	-----------

寒冷地手当算定方式

寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価				員 数
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	
円	円	円	円	
ア 131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ 72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ 51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

(1) 旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）

① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額

② ①で算出された合計額から1人あたり130,000円を引いた額（0円以下となる場合は、0円とする。）

経費の種類	単 価					員 数
	旧 5 級地	旧 4 級地	旧 3 級地	旧 2 級地	旧 1 級地	
(1) 定 額	円	円	円	円	円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主（扶養親族3人以上）の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主（扶養親族1人または2人）の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主（扶養親族なし）の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地	旧乙地	旧丙地			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧 5 級地	旧 4 級地				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

(2) 新寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価				員 数
新 1 級地	新 2 級地	新 3 級地	新 4 級地	
円	円	円	円	
ア 131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ 72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ 51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="1435 858 1711 1267"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20名以下</td><td>8,090</td></tr> <tr><td>21～30</td><td>5,390</td></tr> <tr><td>31～40</td><td>4,040</td></tr> <tr><td>41～50</td><td>3,230</td></tr> <tr><td>51～60</td><td>2,690</td></tr> <tr><td>61～70</td><td>2,310</td></tr> <tr><td>71～80</td><td>2,020</td></tr> <tr><td>81～90</td><td>1,790</td></tr> <tr><td>91～100</td><td>1,610</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価(円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 <u>139,330円</u></p> <p>8 略</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 <u>1,794,410円</u></p>					<p>4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。</p> <p>5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。</p> <p>6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 <u>138,700円</u></p> <p>8(1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 <u>1,794,361円</u></p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,770円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,540円</u></p> <p>11 略</p>					<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,721円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,650円を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 4,450円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。) 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>児童以外の者 5,030円 (注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 4,450円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,800円 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 人身取引被害者分 前項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児(者)単独分 前項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、そ</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>の基準額を適用する。 〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																							
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>I 区</th> <th>II 区</th> <th>III 区</th> <th>IV 区</th> <th>V 区</th> <th>VI 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,900 円</td> <td style="text-align: center;">7,100 円</td> <td style="text-align: center;">5,400 円</td> <td style="text-align: center;">4,200 円</td> <td style="text-align: center;">2,800 円</td> <td style="text-align: center;">2,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">妊 婦</th> <th rowspan="2">産 婦</th> </tr> <tr> <th>6月未満</th> <th>6月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9,140</td> <td style="text-align: center;">13,810</td> <td style="text-align: center;">8,490</td> </tr> </tbody> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	8,900 円	7,100 円	5,400 円	4,200 円	2,800 円	2,200 円	妊 婦		産 婦	6月未満	6月以上	円	円	円	9,140	13,810	8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、扶助費等</p>	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																						
8,900 円	7,100 円	5,400 円	4,200 円	2,800 円	2,200 円																						
妊 婦		産 婦																									
6月未満	6月以上																										
円	円	円																									
9,140	13,810	8,490																									

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>（注）乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。）</p>		
		<p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		
		<p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費</p> <p>ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。</p> <p>イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p>		
		<p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		

新		旧			
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
				<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む)、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>	

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
<p>婦人相談 所運営費 負担金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費</p> <p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>3 広域措置費</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。）</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費（燃料費）、役務費（通信運搬費）</p>	<p>5 / 10</p>

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p>	<p>5/10</p>

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
	婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1 〔区分〕婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者(精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者(以下「対象者」という))が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21~30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数(年間)	21~30人	12回	31人以上	24回	婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等	5/10
対象者数	加算回数(年間)									
21~30人	12回									
31人以上	24回									

新

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率	1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員 加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞ れの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱 定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨) と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較して いずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た 額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,976,343円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,090円</u></p>					<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(た だし、昭和46年7月16日社庶第121号厚 生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福 祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別 途定めるところにより、民間施設給与等改善費 の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定さ れた加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員 加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞ れの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱 定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨) と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較して いずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た 額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,975,406円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,041円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	24,900	24,300	23,800	23,500	23,100	22,700
21 ~ 30	16,600	16,200	15,900	15,600	15,400	15,200
31 ~ 40	12,400	12,200	11,900	11,700	11,500	11,400
41 ~ 50	10,000	9,700	9,500	9,400	9,200	9,100
51 ~ 60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600
61 ~ 70	7,100	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500
71 ~ 80	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,200	21,700
21 ~ 30	14,800	14,400
31 ~ 40	11,100	10,800
41 ~ 50	8,900	8,700
51 ~ 60	7,400	7,200
61 ~ 70	6,300	6,200
71 ~ 80	5,500	5,400
81 ~ 90	4,900	4,800
91 ~ 100	4,400	4,300

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	24,700	24,200	23,800	23,600	23,400	23,300
21 ~ 30	16,500	16,100	15,900	15,700	15,600	15,500
31 ~ 40	12,300	12,100	11,900	11,800	11,700	11,600
41 ~ 50	9,900	9,700	9,500	9,400	9,400	9,300
51 ~ 60	8,200	8,100	7,900	7,900	7,800	7,800
61 ~ 70	7,100	6,900	6,800	6,700	6,700	6,600
71 ~ 80	6,200	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,200	5,200
91 ~ 100	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,100	22,900	22,700	22,500	22,200	21,700
21 ~ 30	15,400	15,300	15,200	15,000	14,800	14,400
31 ~ 40	11,500	11,500	11,400	11,300	11,100	10,800
41 ~ 50	9,200	9,200	9,100	9,000	8,900	8,700
51 ~ 60	7,700	7,600	7,600	7,500	7,400	7,200
61 ~ 70	6,600	6,500	6,500	6,400	6,300	6,200
71 ~ 80	5,800	5,700	5,700	5,600	5,500	5,400
81 ~ 90	5,100	5,100	5,100	5,000	4,900	4,800
91 ~ 100	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,300

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) <u>2,257,770円</u></p> <p>(2人配置の場合) <u>4,515,540円</u></p> <p>7 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 通訳者</p> <p>1 施設当たり日額 <u>10,790円</u></p> <p>(2) ケースワーカー</p> <p>1 施設当たり日額 <u>7,180円</u></p> <p>II 略</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) <u>2,257,721円</u></p> <p>(2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p> <p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額78,100円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p>北海道 7人</p> <p>東京都 40人</p> <p>神奈川県 10人</p> <p>愛知県 5人</p> <p>大阪府 5人</p> <p>兵庫県 7人</p> <p>福岡県 5人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
	事業費	1 略 2 略 3 略 4 略 5 <u>人身取引被害者支援のための医療費</u> <u>人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費</u>	<u>婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</u>			事業費	1 <u>〔区分〕婦人保護事業費負担金</u> 〔種目〕事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 <u>社会適応訓練費</u> 各月初日保護現員×月額330円 3 <u>入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</u> 4 <u>同伴児童経費</u> 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等 婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)	5/10

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあつては、4月初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価		員数

職種別	本俸 A	特殊業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)							
					18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	K
					E	F	G	H	I	J		
福2-29 施設長 (50名以下)	246,400		13,183	259,583	46,725	38,937	31,150	25,958	20,767	15,675	7,787	
福4-1 施設長 (51名以上)	271,400		13,183	284,583	51,225	42,687	34,150	28,458	22,767	17,075	8,537	
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	38,373	31,977	25,582	21,318	17,055	12,791	6,395	
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	45,087	37,572	30,058	25,048	20,039	15,029	7,514	
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	43,935	36,612	29,290	24,408	19,527	14,645	7,322	
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	44,078	36,732	29,386	24,488	19,591	14,693	7,346	
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	36,735	30,612	24,490	20,408	16,327	12,245	6,122	
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	32,217	26,847	21,478	17,898	14,319	10,739	5,369	
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	41,523	34,602	27,682	23,068	18,455	13,841	6,920	

職種別	合計額 (合計+地域手当)							
	18/100 D+E	15/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	8/100 D+I	6/100 D+J	3/100 D+K	その他
福2-29 施設長 (50名以下)	306,308	298,520	290,733	285,541	280,350	275,158	267,370	259,583
福4-1 施設長 (51名以上)	335,808	327,270	318,733	313,041	307,350	301,658	293,120	284,583
行(一)2-9 事務員	251,555	245,160	238,765	234,501	230,238	225,974	219,578	213,183
福2-17 主任指導員	295,570	288,055	280,541	275,531	270,522	265,512	257,997	250,483
福2-13 指導員	288,018	280,595	273,373	268,491	263,610	258,728	251,405	244,083
医(三)2-29 看護師	288,962	281,615	274,269	269,371	264,474	259,576	252,229	244,883
医(二)2-9 栄養士	240,818	234,695	228,573	224,491	220,410	216,328	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	211,200	205,830	200,461	196,881	193,302	189,722	184,352	178,983
福2-5 心理療法担当職員	272,205	265,285	258,365	253,751	249,138	244,524	237,603	230,683

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価		員数

職種別	本俸 A	特殊業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)												
					17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	O		
					E	F	G	H	I	J	K	L	M	N			
福2-29 施設長 (50名以下)	246,400		13,183	259,583	44,128	36,342	31,150	28,554	25,958	23,362	20,767	18,171	15,575	12,978	7,787		
福4-1 施設長 (51名以上)	271,400		13,183	284,583	48,378	39,842	34,150	31,304	28,458	25,612	22,767	19,921	17,075	14,228	8,537		
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	36,241	29,846	25,582	23,450	21,318	19,186	17,055	14,823	12,791	10,658	6,395		
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	42,582	35,068	30,058	27,554	25,048	22,543	20,039	17,534	15,029	12,524	7,514		
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	41,494	34,172	29,290	26,849	24,408	21,967	19,527	17,086	14,645	12,204	7,322		
医(三)2-29 看護師	228,200	2,500	13,183	244,883	41,530	34,284	29,386	26,937	24,488	22,038	19,591	17,142	14,693	12,244	7,346		
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	34,684	28,572	24,490	22,449	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	10,204	6,122		
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	30,427	25,058	21,478	19,688	17,898	16,108	14,319	12,528	10,739	8,948	5,369		
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	38,216	32,298	27,682	25,375	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	11,534	6,920		

職種別	合計額 (合計+地域手当)												
	17/100 D+E	14/100 D+F	12/100 D+G	11/100 D+H	10/100 D+I	8/100 D+J	7/100 D+K	6/100 D+L	5/100 D+M	3/100 D+N	その他 D+O		
福2-29 施設長 (50名以下)	303,712	295,925	290,733	288,137	285,541	282,945	280,350	277,754	275,158	272,562	267,370	259,583	
福4-1 施設長 (51名以上)	332,862	324,425	318,733	315,887	313,041	310,195	307,350	304,504	301,658	298,812	293,120	284,583	
行(一)2-9 事務員	249,424	243,028	238,765	236,833	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	223,842	219,578	213,183	
福2-17 主任指導員	293,055	285,551	280,541	278,036	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	263,007	257,997	250,483	
福2-13 指導員	285,572	278,255	273,373	270,932	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	256,287	251,405	244,083	
医(三)2-29 看護師	288,513	279,167	274,269	271,820	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	257,127	252,229	244,883	
医(二)2-9 栄養士	238,772	232,655	228,573	226,532	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	214,287	210,205	204,083	
行(二)1-37 調理員等	209,410	204,041	200,461	198,671	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	187,932	184,352	178,983	
福2-5 心理療法担当職員	268,898	262,978	258,365	256,058	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	242,217	237,603	230,683	

新

旧

略

経費の 種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 法人が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4. 1 5 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×1.2	0. 1 2 5
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×1.2	0. 0 4 2 7
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	1 2
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	1 2

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
管理費	(8) 略			(8) 非常勤調理員等		年額 1,596,000円	1
	(9) 略			(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費		年額 74,480円	1
	(10) 略			(10) 年休代替要員費		年額 118,400円	(1) の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 略			(11) 調理員等年休代替要員費		年額 106,400円	(1) の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 略			(12) 看護代替経費		年額 1,950円	取投定員
	(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17970を乗じて得た額	12	(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17920を乗じて得た額	12	
	(14) 略			(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12	
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,452,520円	1	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,460,500円	1	
(16) 略			管理費 (16) 旅 費		5,580円	(1) の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数	
(17) 略			(17) 庁 費		57,120円	同 上	

新

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略			
(19)略			
(20)略			
(21)職員健康管理費		5,740円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)略			
(23)略			
(24)略			
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,740円	1
(26)略			

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
	51人以上の施設 年額	785,400円	1
(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(21)職員健康管理費		5,690円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)各所修繕費	1㎡当たり	379円	当該施設の実延数 (1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
(23)入所者保健 衛生費		3,150円	取扱定員
(24)業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	調 理 員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,690円	1
(26)苦情解決対策 経費	年額	25,326円	1

新

旧

略

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(27)調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	1 2

児童家庭支援センターの設置運営についての一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号 【一部改正】平成22年〇月 〇日雇児発第 〇 号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 <u>児童相談所設置市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業を新たに退所児童等アフターケア事業と定め、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」と定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p>

新	旧
<p>(別紙1) 児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(別紙2) <u>退所児童等アフターケア事業実施要綱</u></p> <p>1 目的 <u>児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これらの子ども（18歳以上の者を含む。以下同じ）に対し生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、先駆的な地域支援モデルに取り組むことにより、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体等 <u>この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することとする。</u></p> <p>3 対象となる子ども <u>(1) 里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置を解除し自立生活する子ども。</u> <u>(2) 都道府県知事が前号に規定する子どもと同等であると認めたもの。</u></p> <p>4 事業内容 <u>この事業は、次のことを行うものとする。</u> <u>(1) 退所を控えた子どもに対する支援</u> ① <u>地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</u> ② <u>退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</u> ③ <u>高校を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</u> ④ <u>子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を図る活動を行うこと。</u></p>	<p>(別紙) 児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p>

新

旧

⑤ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(2) 退所後の支援

- ① 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- ② 職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ③ 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。
- ④ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。

5 職員の配置等

- (1) 相談支援担当職員を配置すること。
- (2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
 - ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
 - ② 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ③ 子どもの自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者

6 設備

本事業に実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室
- (2) 子どもが集まることができる設備
- (3) その他事業を実施するために必要な設備

7 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 子どもとの信頼関係の構築に努めること。
- (2) 子どもの入所施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的に支援ができるよう努めること。
- (3) 子ども及び保護者の意向に配慮すること。
- (4) 事業を実施するにあたっては、子どもが利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (5) 地域の子どもに対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。
- (6) 子どもの個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
<p>9 実施状況報告の提出 都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。</p>	

ひきこもり等児童福祉対策事業についての一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成18年4月3日雇児発第0403002号 [一部改正] 平成22年〇月〇日雇児発第 〇 号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 <u>児童相談所設置市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校（以下「ひきこもり等」という。）など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成18年4月3日雇児発第0403002号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校（以下「ひきこもり等」という。）など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

新	旧
<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。 <u>また、ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族(以下「保護者」という。)に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</u></p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 <u>実施主体は次の①および②の事業を選択して実施するものとする。</u> ① ふれあい心の友訪問援助事業 ア 登録・研修 <u>(ア) 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。</u> <u>(イ) 登録期間は、原則として1年間とする。</u> ただし、再登録は妨げない。 <u>(ウ) 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。</u> <u>(エ) 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</u></p>	<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(2) 対象となる子ども 児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。</p> <p>(3) 事業の内容及び実施方法 ① 登録・研修 ア 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。 イ 登録期間は、原則として1年間とする。 ただし、再登録は妨げない。 ウ 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。 エ 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</p>

新

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

(イ) 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者と定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

なお、コーディネーターを配置する場合は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。

(ウ) 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

(エ) 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

(オ) 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

ウ メンタル・フレンドの業務

(ア) メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

(イ) メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

(ウ) メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

三 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

オ メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

旧

② 実施方法

ア 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

イ 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

ウ 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

エ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

オ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

③ メンタル・フレンドの業務

ア メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

イ メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

ウ メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

④ 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

(4) メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

新

ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、
手当の支払状況を確認すること。

カ 対象となる子ども

児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子ども
であって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。

② 保護者交流事業

ア 事業内容及び実施方法

(ア) 実施機関

- i この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施
することが出来る。
- ii この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のた
めの場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施で
きるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービ
スを利用できるよう援助すること。

(イ) 事業内容

実施機関は、以下の事業を実施すること。i およびii の事業は必ず実施
すること。

- i ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施す
る学習会
- ii 同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会
- iii ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること
- iv その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を
必要に応じ実施すること。

(ウ) 実施方法

- i 事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施する
コーディネーターを配置すること。
- ii あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。
- iii 参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積
極的な広報等に努めること。
- iv 本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。
- v 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載
した実施計画書を都道府県に提出すること。
- vi 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県
に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

(エ) 留意事項

- i 関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとよ
り、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。
- ii 実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正
当な理由なく漏らしてはならない。
- iii 本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう
十分に配慮すること。

旧

ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、
手当の支払状況を確認すること。

新	旧
<p>イ 費用 <u>研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。</u></p> <p>ウ 対象となる保護者 <u>事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</u></p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (略)</p> <p>3 ひきこもり等保護者交流事業</p> <p>(1) 趣旨 <u>ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族（以下「保護者」という。）に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</u></p> <p>(2) 対象となる保護者 <u>事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</u></p> <p>(3) 事業内容及び実施方法</p> <p>① 実施機関</p> <p>ア <u>この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施することが出来る。</u></p> <p>イ <u>この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のための場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施できるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービスを利用できるよう援助すること。</u></p> <p>② 事業内容</p> <p><u>実施機関は、以下の事業を全て実施すること。</u></p> <p>ア <u>ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施する学習会</u></p> <p>イ <u>同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会</u></p> <p>ウ <u>ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること</u></p> <p>エ <u>その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を必要に応じ実施すること。</u></p>

新

旧

3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議
(略)

第4 国の助成
(略)

③ 実施方法

ア 事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施するコーディネーター（以下「ひきこもり等保護者支援員」という。）を配置すること。なお、このひきこもり等保護者支援員は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。

イ あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。

ウ 参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積極的な広報等に努めること。

エ 本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。

オ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

カ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

④ 留意事項

ア 関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとより、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。

イ 実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

ウ 本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう十分に配慮すること。

(4) 費用

研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。

4 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議
(略)

第4 国の助成
(略)

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: center;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 [一部改正] 平成 21 年 8 月 20 日発雇児 0820 第 5 号 <u>[一部改正] 平成※年※月※日発雇児 ※ 第 ※ 号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 [一部改正] 平成 21 年 8 月 20 日発雇児 0820 第 5 号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新

旧

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は次の事業を対象とする。

(1) 児童虐待防止対策等支援事業

- ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
- イ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
- ウ 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙「児童家庭支援センター運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営等事業
- エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業

(通則)

1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。

- (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
- (2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
- (3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業
- (4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業

新

旧

削除

オ 平成21年3月31日雇児発第 0331014 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

カ 平成19年4月23日雇児発第 0423005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

キ 平成19年4月23日雇児発第 0423005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業

(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のイに基づき都道府県が行う婦人保護に係る啓発活動事業

(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業

(ウ) 平成※年※月※日雇児発第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「※ 事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業

(エ) 平成14年5月30日雇児発第 0530006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業

(オ) 平成14年5月30日雇児発第 0530006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業

(カ) 平成21年4月6日雇児発第 0406002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施

(5) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）

(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

(7) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

(8) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

(9) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

(10) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

新

旧

について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業
 (キ)平成※年※月※日雇児発第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別
 紙「※ 事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)のキ以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(1)のキの事業

(1)のイに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(8)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(8)の事業

(1)のイに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

新

旧

目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を滞滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(9) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を滞滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(12) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度9月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

新

旧

働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受領したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受領したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

新	旧
<p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

旧

別表

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>325,000円</u></p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業(複数実施可能)</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p><u>・カウンセリング促進事業</u></p> <p>706,000円</p> <p><u>・家族療法事業</u></p> <p><u>1,991,000円</u></p> <p><u>・ファミリーグループカンファレンス事業</u></p> <p><u>3,609,000円</u></p> <p><u>・宿泊型事業</u></p> <p><u>4,355,000円</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>2,108,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>326,000円</u></p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p><u>・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」</u></p> <p>706,000円</p> <p><u>・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合</u></p> <p><u>2,698,000円</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>2,156,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新

旧

- 6 専門性強化事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
250,000円
- 7 一時保護機能強化事業
児童相談所1か所当たり
1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)
- 8 市町村及び民間団体との連携強化事業
(複数実施可能)
・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
児童相談所1か所当たり
3,342,000円
・民間団体活動推進事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
962,000円
・民間団体育成事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
1,253,000円
- 9 24時間・365日体制強化事業
児童相談所1か所当たり
5,637,000円
- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
691,000円
- 11 評価・検証委員会設置促進事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
992,000円
- 12 保護者指導支援事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
5,000,000円

- 6 専門性強化事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
272,000円
- 7 一時保護機能強化事業
児童相談所1か所当たり
1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)
- 8 市町村及び民間団体との連携強化事業
・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
児童相談所1か所当たり
3,342,000円
・民間団体との連携
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
962,000円
- 9 24時間・365日体制強化事業
児童相談所1か所当たり
5,637,000円
- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
711,000円
- 11 評価・検証委員会設置促進事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
1,000,000円
- 12 保護者指導支援事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
5,000,000円

新				旧			
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 615,680円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合)</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,815円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>削除</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,750円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2
児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2	児童家庭支援センター運営事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2

新				旧			
	<p>年間 <u>12,695,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 <u>9,281,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 <u>1,057,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 <u>773,000円</u></p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,186,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 <u>598,000円</u></p>	<p>退所児童等アフターケア事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2			<p>年間 <u>12,947,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 9,416,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 <u>1,078,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 <u>784,000円</u></p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p>	
里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>3,963,000円</u></p> <p>2 里親委託推進・支援等事業</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,424,000円</u></p>	<p>里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2	里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>3,995,000円</u></p> <p>2 里親委託推進・支援等事業</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,701,000円</u></p>	<p>里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新				旧			
	(経過措置分)里親支援事業				(経過措置分)里親支援事業		
	次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3		次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3
	1 基礎研修				1 基礎研修		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円		
	2 専門里親研修				2 専門里親研修		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円		
	3 里親養育相談事業				3 里親養育相談事業		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円		
	4 里親養育援助事業				4 里親養育援助事業		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円		
	5 里親養育相互援助事業				5 里親養育相互援助事業		
	1か所当たり 510,000円				1か所当たり 510,000円		
	(経過措置分)里親委託推進事業				(経過措置分)里親委託推進事業		
	児童相談所1か所当たり 4,315,000円	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2		児童相談所1か所当たり 4,315,000円	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2
削除	削除	削除	削除	地域生	次により算出した額の合計額	地域生活・自立	1/2

新				旧			
				活・自立支援事業(モデル事業)	<p>1 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>7,905,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 658,000円</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり</p> <p>420,000円</p>	支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	
基幹的職員研修事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり</p> <p>471,000円</p>	<p>基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金、委託料</p>	1/2	基幹的職員研修事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり</p> <p>505,000円</p>	<p>基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金、委託料</p>	1/2
身元保証人確保対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 就職時の身元保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>10,560円</p> <p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>19,152円</p>	<p>身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)</p>	<p>1/2</p> <p>市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する</p>	身元保証人確保対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 就職時の身元保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>10,560円</p> <p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>19,152円</p>	<p>身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)</p>	<p>1/2</p> <p>市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する</p>

新

旧

新				旧					
			場合 2/3				場合 2/3		
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	5/10	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	5/10	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費
売春防止活動・DV対策機能強化事業		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p>	5/10	婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、	売春防止活動・DV対策機能強化事業		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p>	5/10	婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、

新

旧

B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・
 広島・福岡・長崎・沖縄)
 年額 444,000円
 C型(その他の県) 年額 338,000円

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費

1施設当たり年額 1,592,000円に10人を超えた対
 象者1人につき133,620円を乗じて加算し、算定した
 額とすること。

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

① 休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 54,600円

② 休日夜間部分実施

18時～22時 月額 27,300円

18時～20時 月額 13,650円

③ 平日夜間部分実施

18時～22時 月額 58,300円

18時～20時 月額 29,150円

(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワー
 事業

年額 800,800円

需用費(消耗品
 費、食糧費、印刷
 製本費、光熱水
 費)、備品購入費、
 委託料、扶助費

婦人保護施設退
 所者自立生活援
 助事業を行うた
 めに必要な報酬、賃
 金、旅費、需用費
 (消耗品費、食糧
 費、印刷製本費)、
 役務費(通信運搬
 費)

婦人相談所で行
 う休日夜間電話相
 談事業を行うた
 めに必要な報酬(歳
 出予算の節を給料
 又は賃金としてい
 る場合は、それぞ
 れ給料又は賃金と

配偶者からの暴
 力被害者保護支
 援ネットワーク事業
 に必要な報償費、
 旅費、需用費(消
 耗品費、印刷製本
 費)

B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・
 広島・福岡・長崎・沖縄)
 年額 444,000円
 C型(その他の県) 年額 338,000円

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費

1施設当たり年額 1,572,000円に10人を超えた対
 象者1人につき132,060円を乗じて加算し、算定した
 額とすること。

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

① 休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 53,200円

② 休日夜間部分実施

18時～22時 月額 26,600円

18時～20時 月額 13,300円

③ 平日夜間部分実施

18時～22時 月額 57,000円

18時～20時 月額 28,500円

(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワー
 事業

年額 815,610円

需用費(消耗品
 費、食糧費、印刷
 製本費、光熱水
 費)、備品購入費、
 委託料、扶助費

婦人保護施設退
 所者自立生活援
 助事業を行うた
 めに必要な報酬、賃
 金、旅費、需用費
 (消耗品費、食糧
 費、印刷製本費)、
 役務費(通信運搬
 費)

婦人相談所で行
 う休日夜間電話相
 談事業を行うた
 めに必要な報酬(歳
 出予算の節を給料
 又は賃金としてい
 る場合は、それぞ
 れ給料又は賃金と

配偶者からの暴
 力被害者保護支
 援ネットワーク事業
 に必要な報償費、
 旅費、需用費(消
 耗品費、印刷製本
 費)

新				旧			
	(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料			(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料	
	(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 630,000円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金			(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 684,540円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金	
	(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	

